



長野県報

3月30日(木)
令和5年
(2023年)
第393号

目次

規則

- 農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則(人事課) 4
- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(人事課) 4
- 個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則(情報公開・法務課) 4
- 個人情報の保護に関する法律施行令第28条第4項の送付に要する費用の納付方法を定める規則(情報公開・法務課) 6
- 長野県収入証紙規則の一部を改正する規則(情報公開・法務課、食品・生活衛生課、交通企画課) 6
- 長野県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則(情報公開・法務課) 6
- 長野県個人情報保護審査会規則及び長野県個人情報保護運営審議会規則を廃止する規則(情報公開・法務課) 7
- 長野県が設立する地方独立行政法人の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則(高等教育振興課、医療政策課) 8
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(こども・家庭課児童相談・養育支援室) 9
- 長野県看護大学学則の一部を改正する規則(医師・看護人材確保対策課) 11
- 長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則(医師・看護人材確保対策課) 12
- 長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(地域福祉課) 12
- 長野県総合リハビリテーション事業財務規則(障がい者支援課) 13
- 長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則(障がい者支援課) 65
- 長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課) 65
- 長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課ゼロカーボン推進室) 65
- 長野県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則(生活排水課) 66
- 長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則(産業技術課) 68
- 長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則(農業技術課) 76
- 入会長野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則の一部を改正する規則(信州の木活用課) 76
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(森林づくり推進課鳥獣対策室) 79
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則等の一部を改正する規則(砂防課) 81
- 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(砂防課) 85
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課) 85
- 財務規則の一部を改正する規則(会計課) 85
- 長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程(経営推進課) 86
- 企業局関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程(経営推進課) 86
- 教育委員会関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則(教育政策課) 86
- 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則(教育政策課) 87
- 長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則(教育政策課) 87
- 教育委員会関係長野県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則(教育政策課) 88
- 学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(義務教育課) 89
- 博物館法施行細則(文化財・生涯学習課) 90
- 長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課・交通規制課) 93
- 長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則の一部を改正する規則(交通企画課) 94
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(交通規制課) 94
- 人事委員会関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則(人事委員会事務局) 94

告示

- 地域発元気づくり支援金交付要綱の一部改正(地域振興課) 96
- 長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続(県民協働課) 96

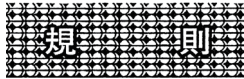
救急病院等を定める省令に基づく救急病院及び救急診療所の認定（医療政策課）	96
身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障がい者支援課）	96
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定辞退（障がい者支援課）	97
長野県総合リハビリテーション事業の出納取扱金融機関等の指定（障がい者支援課）	97
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく業務を行う者の指定取消し（障がい者支援課）	98
平成18年長野県告示第565号（特定電気機器等の使用に係るエネルギーの使用の合理化に関する性能に係る相対的評価の基準及び地球温暖化の防止に資する性能等を示す事項を記載した書面）の一部改正（環境政策課 ゼロカーボン推進室）	98
環境基本法に基づく公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（3件）（水大気環境課）	98
昭和51年長野県告示第280号（環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく水質汚濁に係る環境基準）の廃止（水大気環境課）	100
昭和59年長野県告示第350号（環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく公共用水域に係る環境基準の類型の指定）の廃止（水大気環境課）	100
昭和60年長野県告示第250号（水質汚濁に係る環境基準の類型の指定）の廃止（水大気環境課）	100
平成元年長野県告示第319号（環境基準の類型指定）の廃止（水大気環境課）	100
都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）（生活排水課）	101
共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱の一部改正（農業政策課）	101
長野県農業・水産関係試験場種苗等配布規程の一部改正（農業技術課）	102
保安林の指定施業要件の変更（2件）（森林づくり推進課）	102
基本測量の実施（建設政策課）	103
基本測量の終了（3件）（建設政策課）	104
公共測量の終了（2件）（建設政策課）	105
地方自治法施行令に基づく収納事務の委託（建設政策課）	105
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく市町村道の改築工事の開始（道路管理課）	106
県道の路線変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	106
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	106
都市計画事業の認可（都市・まちづくり課）	106
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（9件）（道路管理課）	107
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（5件）（道路管理課）	112
長野県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（総務課）	114
議会関係長野県情報公開条例施行規程の一部改正（総務課）	117
議会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程に基づく手続（総務課）	118
平成19年長野県議会告示第2号（議会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程に基づく手続）の一部改正（総務課）	118
教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続（教育政策課）	119
平成19年長野県教育委員会告示第3号（教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続）の一部改正（教育政策課）	119
平成3年長野県教育委員会告示第4号（長野県個人情報保護条例第13条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の廃止（教育政策課）	119
平成17年長野県教育委員会告示第5号（長野県個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の廃止（教育政策課）	119
選挙管理委員会関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程（選挙管理委員会）	119
監査委員関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程（監査委員事務局）	120
監査委員関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程に基づく手続（監査委員事務局）	120
平成19年長野県監査委員告示第2号（監査委員関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程に基づく手続）の一部改正（監査委員事務局）	121
収用委員会関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程（総合政策課）	121
長野県収用委員会運営規程の一部改正（総合政策課）	121
内水面漁場管理委員会関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程（内水面漁場管理委員会事務局）	122

公 告

家畜伝染病発生の届出（園芸畜産課家畜防疫対策室）	123
長野県風越公園の供用の廃止（都市・まちづくり課）	123
土地改良区の定款変更の認可（4件）（農地整備課）	123
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）	124
土地改良事業計画変更認可申請の審査結果の縦覧（農地整備課）	125
特定調達契約に係る一般競争入札（道路建設課）	125
開発行為に関する工事の完了（4件）（都市・まちづくり課）	127
令和3年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置（監査委員事務局）	128
特定調達契約に係る落札者の決定（医療政策課）	129

訓 令

長野県職員服務規程の一部改正（人事課）	130
長野県公文書管理規程の一部改正（情報公開・法務課）	130
長野県総合リハビリテーション事業財務公印規程（障がい者支援課）	131
長野県教育委員会公文書管理規程の一部改正（教育政策課）	132
長野県立学校長職務規程の一部改正（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）	133
長野県立学校職員服務規程の一部改正（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）	133
学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の嘱託等に関する規程の一部改正（保健厚生課）	134



農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第12号

農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林業普及指導手当に関する規則（昭和40年長野県規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日等)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

(60歳を超える職員の給料月額の特例)

- 2 条例附則第23項、第25項又は第26項の規定による給料を支給される職員に対する第4条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と条例附則第23項、第25項又は第26項の規定による給料の額との合計額」とする。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人事課

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第13号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和44年長野県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「附則第9項第1号及び第23項」を「附則第5項第1号及び第19項」に改める。

附則第2項の前の見出し中「附則第9項第1号」を「附則第5項第1号」に改め、同項中「附則第9項第1号」を「附則第5項第1号」に改め、「の各号」を削る。

附則第7項の前の見出し及び同項中「附則第23項」を「附則第19項」に改める。

附則第8項中「附則第23項」を「附則第19項」に改め、「の各号」を削る。

附則第9項各号列記以外の部分中「附則第23項」を「附則第19項」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「附則第23項」を「附則第19項」に改める。

附則第10項及び第11項中「附則第23項」を「附則第19項」に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人事課

個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第14号

個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。次条第4項及び第7項において「政令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長野県条例第38号。以下「条例」という。）の規定に基づき、知事が保有する個人情報の保護について、同法及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。（条例個人情報ファイル簿の作成及び公表）

- 第2条 知事は、条例第3条第1項の個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに、条例個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 条例個人情報ファイル簿は、知事が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

- 3 知事は、条例個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該条例個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

- 4 知事は、条例個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが政令第20条第2項で定める数を超えたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 知事は、条例個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを知事の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第3条第1項の規則で定める個人情報ファイルは、次に掲げるものとする。
 - (1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
 - (2) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
- 7 条例第3条第1項第10号の規則で定める事項は、政令第21条第6項各号に掲げる事項とする。

(開示の方法)

第3条 個人情報の保護に関する法律第87条第1項のその種別、情報化の進展状況等を勘案して知事が定める方法は、次に掲げる方法（知事がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができる方法に限る。）とする。

- (1) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
- (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの交付
- (3) 電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧、視聴又は聴取の用に供するために知事が保有するものに限る。）により再生したものの閲覧、視聴又は聴取
- (4) 電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- (5) 電磁的記録を電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合に限る。）

(写し等の交付費用)

第4条 条例第6条の実施機関が定める費用は、別表のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(長野県個人情報保護条例施行規則の廃止)
- 2 長野県個人情報保護条例施行規則（平成3年長野県規則第19号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際現に知事が保有している個人情報ファイルについての第2条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「この規則の施行後遅滞なく」とする。

(別表) (第4条関係)

地方公共団体等行政文書の種別		写し等	金額
1 文書又は図画	(1) 文書又は図画 (2)に該当するものを除く。)	ア 複写機により複写したもの	用紙1枚につき10円（多色刷りにあつては、20円）
		イ スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってきた電磁的記録を光ディスクに複写したもの	光ディスク1枚につき90円
2 電磁的記録	(2) マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	用紙1枚につき10円
		ア 用紙に出力したもの	用紙1枚につき10円（多色刷りにあつては、20円）
		イ 光ディスクに複写したもの	光ディスク1枚につき90円

(備考) 用紙の両面に複写し、又は出力するときは、片面を1枚として額を算定する。

情報公開・法務課

個人情報の保護に関する法律施行令第28条第4項の送付に要する費用の納付方法を定める規則をここに公布します。
令和5年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第15号

個人情報の保護に関する法律施行令第28条第4項の送付に要する費用の納付方法を定める規則

個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第28条第4項に規定する地方公共団体の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

情報公開・法務課

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和5年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第16号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第29号」を「第32号」に改める。

別表の2の(11)を削り、同2の(4)から(10)までを1ずつ繰り下げ、同2の(3)の次に次のように加える。

(4) 個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年長野県条例第38号)に基づく手数料(同条例第16条に規定する手数料に限る。)

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

情報公開・法務課
食品・生活衛生課
交通企画課

長野県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和5年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第17号

長野県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

長野県情報公開条例施行規則(平成13年長野県規則第6号)の一部を次のように改正する。

第5条中「の各号に掲げる電磁的記録について、それぞれ当該各号に定める方法」を「に掲げる方法(知事その保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができる方法に限る。)」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
- (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの交付
- (3) 電磁的記録を専用機器(公開を受ける者の閲覧、視聴又は聴取の用に供するために知事が保有するものに限る。)により再生したものの閲覧、視聴又は聴取
- (4) 電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- (5) 電磁的記録を電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。)と公開を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法(長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成19年長野県条例第3号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して公開請求があった場合に限る。)

別表の備考以外の部分を次のように改める。

(別表) (第6条関係)

公文書の種別		写し等	金額
1 文書又は図画	(1) 文書又は図画 (2)に該当するものを除く。)	ア 複写機により複写したもの	用紙1枚につき10円(多色刷りにあつては、20円)
		イ スキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの	光ディスク1枚につき90円
	(2) マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	用紙1枚につき10円
2 電磁的記録		ア 用紙に出力したもの	用紙1枚につき10円(多色刷りにあつては、20円)
		イ 光ディスクに複写したもの	光ディスク1枚につき90円

様式第1号中「聴取・視聴」を「視聴・聴取」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県情報公開条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、使用することができる。

情報公開・法務課

長野県個人情報保護審査会規則及び長野県個人情報保護運営審議会規則を廃止する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第18号

長野県個人情報保護審査会規則及び長野県個人情報保護運営審議会規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 長野県個人情報保護審査会規則(平成3年長野県規則第20号)
- 長野県個人情報保護運営審議会規則(平成17年長野県規則第15号)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

情報公開・法務課

長野県が設立する地方独立行政法人の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第19号

長野県が設立する地方独立行政法人の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則

長野県が設立する地方独立行政法人の業務運営等に関する規則（平成22年長野県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第10条第2項」を「次条、第10条」に改める。

第9条中「書類は、」を「書類は、法人にあっては」に、「(大学にあっては、地方独立行政法人会計基準第1章)に定める」を「に定める純資産変動計算書、」に、「行政サービス実施コスト計算書」を「行政コスト計算書とし、大学にあっては地方独立行政法人会計基準第1章に定める純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書」に改める。

第10条第1項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 法人 次に掲げる事項

- ア 法人の目的及び業務内容
- イ 県の政策における法人の位置付け及び役割
- ウ 中期目標の概要
- エ 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
- オ 中期計画及び年度計画の概要
- カ 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- キ 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
- ク 業績の適正な評価に資する情報
- ケ 業務の成果及び当該業務に要した資源
- コ 予算及び決算の概要
- サ 財務諸表の要約
- シ 財政状態及び運営状況の理事長による説明
- ス 内部統制の運用状況
- セ 法人に関する基礎的な情報

(2) 大学 次に掲げる事項

- ア 大学に関する次に掲げる基礎的な情報
 - (7) 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、組織図その他の大学の概要
 - (4) 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
 - (9) 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）
 - (5) 在学する学生の数
 - (8) 役員の氏名、役職及び任期
 - (6) 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び大学への県からの派遣職員等の数
 - (3) 非常勤職員の数
- イ 財務諸表の要約
- ウ 次に掲げる財務情報
 - (7) 財務諸表に記載された事項の概要
 - (4) 重要な施設等の整備等の状況
 - (9) 予算及び決算の概要
- エ 事業に関する説明

第10条第2項を削る。

第12条第3項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第2号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と法第35条第1項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

第12条第4項中「前項第4号」を「前項第5号」に改め、同項第1号中「正当な理由による」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

高等教育振興課
医療政策課

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第20号

児童福祉法施行細則(昭和41年長野県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第21条の表の法第50条第5号に係る場合の項中「、別表第1」を「、同表」に改め、同表の法第50条第6号の2(法第22条第1項の規定による助産の実施に係るものを除く。)及び第7号から第7号の3までに係る場合の項中「及び第7号から第7号の3まで」を「、第7号(法第27条第1項第3号の規定による障害児入所施設への入所に係るものを除く。)及び第7号の3」に、「別表第2」を「同表」に改め、同表に次のように加える。

法第50条第7号(法第27条第1項第3号の規定による障害児入所施設への入所に係るものに限る。)及び第7号の2に係る場合	別表第4に定める額(月の中で入所し、又は退所したときは、同表に定める額にその月の日数に対する入所日数の割合を乗じて得た額)	毎月
---	---	----

別表を次のように改める。

(別表第1)(第21条関係)

療育に係る徴収月額

被措置者の属する世帯の階層区分		徴収月額
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の世帯	2,200
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税課税の世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯	4,500
D	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税課税の世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	
1	3,000円以下	5,800
2	3,001円以上	5,800 "
3	5,801 "	8,700 "
4	8,701 "	13,000 "
5	13,001 "	17,400 "
6	17,401 "	22,400 "
7	22,401 "	28,200 "
8	28,201 "	58,400 "
9	58,401 "	75,000 "
10	75,001 "	96,600 "
11	96,601 "	121,800 "
12	121,801 "	175,500 "
13	175,501 "	221,100 "
14	221,101 "	380,800 "
15	380,801 "	549,000 "
16	549,001 "	579,000 "
17	579,001 "	700,900 "
18	700,901 "	849,000 "
19	849,001 "	1,041,000 "
20	1,041,001 "	その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額

- (備考) 1 同一月内に同一世帯の2人以上の児童につき療育の給付を行う場合のその月の徴収月額が最も多額な児童以外の児童に係る徴収月額は、この表に定める額に10分の1を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数がある場合は、Dの20の階層以外の階層にあつてはこれを切り上げ、Dの20の階層にあつてはこれを切り捨てて得た額)とする。ただし、当該年度分の市町村民税所得割の額が104万1,001円以上の世帯にあつては、徴収月額が1万7,120円に満たないこととなるときは1万7,120円とする。
- 2 徴収月額がその月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額を超えることとなるときは、当該支弁額をもって徴収月額とする。

(別表第2)(第21条関係)

児童福祉施設等の入所者及び入所者の扶養義務者に係る徴収月額

入所者及び入所者の属する世帯の階層区分		徴収月額	
		入所(母子生活支援施設及び自立援助ホームに係る場合を除く。)	通所・母子生活支援施設及び自立援助ホームへの入所
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の世帯	2,200	1,100
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税課税の世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯	4,500	2,200
D	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税課税の世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯		
1	9,000円以下	6,600	3,300
2	9,001円以上	9,000	4,500
3	27,001	13,500	6,700
4	57,001	18,700	9,300
5	93,001	29,000	14,500
6	177,301	41,200	20,600
7	258,101	54,200	27,100
8	348,101	68,700	34,300
9	456,101	85,000	42,500
10	583,201	102,900	51,400
11	704,001	122,500	61,200
12	852,001	143,800	71,900
13	1,044,001	166,600	83,300
14	1,225,501	191,200	95,600
15	1,426,501	その月におけるその入所者に係る措置費等の支弁額	その月におけるその入所者に係る措置費等の支弁額

- (備考) 1 徴収月額がその月におけるその入所者に係る措置費等の支弁額(事務費及び事業費(別に定める額を除く。))の合算額をいう。別表第3及び別表第4において同じ。)を超えることとなるときは、当該支弁額をもつて徴収月額とする。
- 2 同一月内に同一世帯の2人以上の児童等が入所する場合のその月の徴収月額が最も多額な入所者以外の入所者に係る徴収月額は、この表及び備考の1により算定した額に10分の1を乗じて得た額とする。
- 3 自立援助ホームとは、法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う住居をいう。

(別表第3)(第21条関係)

助産施設の入所者及び入所者の扶養義務者に係る徴収額

入所者の属する世帯の階層区分		徴収額
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の世帯	2,200円に出産一時金に10分の2を乗じて得た額を加えた額
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税課税の世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯	4,500円に出産一時金に10分の3を乗じて得た額を加えた額
D	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税課税の世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	
1	9,000円以下	6,600円に出産一時金に10分の5を乗じて得た額を加えた額
2	9,001円以上	19,000円に出産一時金に10分の5を乗じて得た額を加えた額

- (備考) 徴収額がその入所者に係る措置費等の支弁額を超えることとなるときは、当該支弁額をもつて徴収額とする。

(別表第4)(第21条関係)

障害児入所施設等の入所者及び入所者の扶養義務者に係る徴収月額

入所者及び入所者の属する世帯の階層区分		徴収月額
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の世帯	2,200
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税課税の世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯	4,500
D	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税課税の世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	
1	12,000円以下	6,600
2	12,001円以上	9,000
3	30,001 "	13,500
4	60,001 "	18,700
5	96,001 "	29,000
6	189,001 "	41,200
7	277,001 "	54,200
8	348,001 "	68,700
9	465,001 "	85,000
10	594,001 "	102,900
11	716,001 "	122,500
12	864,001 "	143,800
13	1,056,001 "	166,600
14	1,238,001 "	191,200
15	1,439,001 "	その月におけるその入所者に係る措置費等の支弁額

- (備考) 1 徴収月額がその月におけるその入所者に係る措置費等の支弁額を超えることとなるときは、当該支弁額をもつて徴収月額とする。
- 2 同一月内に同一世帯の2人以上の児童等が入所する場合のその月の徴収月額が最も多額な入所者以外の入所者に係る徴収月額は、この表及び備考の1により算定した額に10分の1を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

こども・家庭課児童相談・養育支援室

長野県看護大学学則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第21号

長野県看護大学学則の一部を改正する規則

長野県看護大学学則(平成6年長野県規則第50号)の一部を次のように改正する。

別表の必修科目の項中	「 地域看護概論 家族援助論 地域看護活動論 地域看護方法Ⅰ 地域看護方法Ⅱ 地域看護方法Ⅲ 」	を	「 公衆衛生看護概論 家族援助論 公衆衛生看護活動論 公衆衛生看護方法Ⅰ 公衆衛生看護方法Ⅱ 公衆衛生看護方法Ⅲ 」	に、
「 地域看護実習 保健・医療・介護福祉システム看護論Ⅰ 保健・医療・介護福祉システム看護論Ⅱ 保健・医療・介護福祉システム看護論Ⅲ 」	を	「 公衆衛生看護実習 健康支援と社会保障Ⅰ 健康支援と社会保障Ⅱ 健康支援と社会保障Ⅲ 」	に改め、同表の選択科目の項中	
「 人間工学 」	を	「 看護とヒューマンエラー 」	に改める。	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年3月31日現に在学する者の履修すべき授業科目及び単位数については、この規則による改正後の長野県看護大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

医師・看護人材確保対策課

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第22号

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則

長野県看護大学大学院学則（平成10年長野県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「11単位」を「17単位」に改める。

別表第1の共通選択科目の項中「保健・医療・福祉システム看護学特講Ⅰ」を「健康支援と社会保障特講Ⅰ」に

に改める。

別表第2の必修科目の項を次のように改める。

必修科目	看護学教育特講 看護学特別研究	1 6
------	--------------------	--------

別表第2の共通選択科目の項中「保健・医療・福祉システム看護学特講Ⅱ」を「健康支援と社会保障特講Ⅱ」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年3月31日現に在学する者の履修すべき授業科目及び単位数については、この規則による改正後の長野県看護大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

医師・看護人材確保対策課

長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第23号

長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

長野県福祉のまちづくり条例施行規則（平成7年長野県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(5)文化施設の項中「第29条の規定により指定された博物館に相当する施設」を「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

地域福祉課

長野県総合リハビリテーション事業財務規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第24号

長野県総合リハビリテーション事業財務規則

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 予算(第5条—第10条)
- 第3章 勘定科目、帳票及び証拠書
 - 第1節 勘定科目(第11条)
 - 第2節 帳票(第12条—第14条)
 - 第3節 証拠書(第15条・第16条)
- 第4章 金銭会計
 - 第1節 通則(第17条)
 - 第2節 収入(第18条—第30条)
 - 第3節 支出
 - 第1款 支出の手続(第31条—第35条)
 - 第2款 支出の特例(第36条—第47条)
 - 第3款 支出の方法(第48条—第55条)
 - 第4款 小切手の振出し等(第56条—第68条)
 - 第4節 振替(第69条—第71条)
 - 第5節 預り金及び預り有価証券(第72条—第75条)
- 第5章 棚卸資産
 - 第1節 通則(第76条—第78条)
 - 第2節 出納(第79条—第83条)
 - 第3節 棚卸(第84条—第87条)
- 第6章 棚卸資産以外の物品(第88条—第93条)
- 第7章 固定資産
 - 第1節 通則(第94条・第95条)
 - 第2節 取得(第96条—第98条)
 - 第3節 管理及び処分(第99条—第101条)
 - 第4節 建設仮勘定(第102条・第103条)
 - 第5節 減価償却(第104条・第105条)
- 第8章 引当金(第106条)
- 第9章 報告セグメント(第107条)
- 第10章 リース取引に係る会計処理(第108条—第110条)
- 第11章 決算及び月次試算
 - 第1節 決算(第111条—第113条)
 - 第2節 月次試算(第114条)
- 第12章 補則(第115条・第116条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県総合リハビリテーション事業(以下「事業」という。)の財務に関し、財務規則(昭和42年長野県規則第2号)に対する特例を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本庁 健康福祉政策課及び障がい者支援課をいう。
- (2) 部長 健康福祉部長をいう。
- (3) 課長 障がい者支援課長をいう。
- (4) 所 長野県立総合リハビリテーションセンターをいう。
- (5) 所長 所の長をいう。
- (6) 課長等 課長及び所長をいう。
- (7) 予算執行者 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の規定に基づき予算執行の権限を有する者(専決する者を含む。)をいう。

- (8) 法 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)をいう。
(9) 政令 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)をいう。
(10) 府令 地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)をいう。

(企業出納員の事務引継ぎ)

第3条 企業出納員に異動があったときは、前任の企業出納員は、当該異動のあった日から7日以内に、その担任する事務を後任の企業出納員に引き継がなければならない。

2 前項の規定による事務の引継ぎは、事務引継書(様式第1号)に当該引継ぎに係る現金、貯蔵品、帳票その他の物件を添えてしなければならない。

3 第1項の規定による事務の引継ぎをしたときは、引継ぎをした者及び引継ぎを受けた者は、その旨を事務引継書により速やかに知事に報告しなければならない。

(金融機関による出納事務の取扱い)

第4条 知事は、法第27条ただし書の規定により、事業に係る公金の出納事務の一部を別に指定する金融機関に取り扱わせるものとする。

2 前項の規定により指定する出納取扱金融機関を長野県総合リハビリテーション事業出納事務取扱店(以下「出納取扱店」という。)という。

第2章 予算

(予算に関する見積書等)

第5条 部長は、その所掌する事務を行うため予算を必要とするときは、予算編成方針に基づき、積算して、予算に関する説明書のうち必要な帳票を総務部長に提出しなければならない。

2 総務部長は、前項の規定により提出された予算に関する帳票の内容を審査し、必要な調製を行い、意見を付して知事の決定を受けなければならない。

3 第1項に規定する予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

(予算の再配当)

第6条 予算執行者は、総務部長から配当を受けた予算のうち、予算執行計画に基づき、他の予算執行者において執行させる必要があるものについては、予算再配当書(様式第2号)又は当該予算の内容を示す書類により、再配当をしなければならない。

2 予算執行者は、前項の規定により予算の再配当をしたときは、当該再配当書又は当該予算の内容を示す書類を企業出納員に回示しなければならない。

(予算の流用)

第7条 予算執行者は、予算の目の金額を他の目へ流用しようとするときは、予算流用(予備費充用)伺書により部長に協議しなければならない。

2 予算執行者は、予算の節の金額を同一目内において次に掲げる節の流用しようとするときは、予算流用(予備費充用)伺書により部長に協議しなければならない。

(1) 職員給与費

(2) 交際費

(予備費の使用)

第8条 予算執行者は、次に掲げる経費について予備費を使用しようとするときは、予算流用(予備費充用)伺書により知事の承認を受けなければならない。

(1) 緊急やむを得ない経費で予算の補正をするいとまのないもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認められる経費

(予算超過の支出)

第9条 課長等は、法第24条第3項の規定により予算超過の支出の必要があると認めるときは、支出しようとする経費の名称、金額、理由等を記載した文書により、部長を経由して知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(予算の繰越し)

第10条 予算執行者は、法第26条第1項又は第2項ただし書の規定により予算の翌年度への繰越しを必要とするときは、速やかに繰越予定額調書(様式第3号)を部長に提出しなければならない。

2 部長は、前項の規定による繰越予定額調書の提出があったときは内容を審査し、予算の繰越しが決定したときは、その旨を当該予算執行者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知があったときは、財務規則第19条第1項の規定による予算の配当の通知があったものとする。

4 予算執行者は、前3項の規定により予算を翌年度に繰越したときは、繰越計算書(府令別記第8号)を作成して総務部長に提出しなければならない。

5 総務部長は、前項の規定による繰越計算書の提出があったときは、これを取りまとめて、5月20日までに知事に提出しなければならない。

第3章 勘定科目、帳票及び証拠書

第1節 勘定科目

(勘定科目)

第11条 事業の会計経理は、別表に定める勘定科目により整理するものとする。ただし、勘定科目の目及び節について部長は、必要の都度新設し、又は変更することができる。

第2節 帳票

(帳簿の種類及び保管)

第12条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める帳簿を備え、事業に関する取引を記録整理しなければならない。

(1) 課長

- ア 固定資産台帳
- イ 預り金整理簿(様式第4号)
- ウ 支出予算執行整理簿
- エ 公債台帳(様式第5号)
- オ 借入一覧表(様式第6号)

(2) 本庁(健康福祉政策課を除く。)の企業出納員

- ア 総勘定元帳
- イ 総勘定元帳(内訳簿)
- ウ 固定資産台帳
- エ 棚卸資産出納簿(様式第7号)
- オ 建設仮勘定台帳(様式第8号)
- カ 投資有価証券(預り有価証券)整理簿(様式第9号)
- キ 資金前渡(概算払)整理簿

(3) 所長

- ア 固定資産台帳
- イ 預り金整理簿
- ウ 支出予算執行整理簿

(4) 所の企業出納員

- ア 総勘定元帳
- イ 棚卸資産出納簿
- ウ 投資有価証券(預り有価証券)整理簿
- エ 資金前渡(概算払)整理簿
- オ 貯蔵品出納簿(様式第10号)

(5) 物品取扱員

- 物品受払簿(様式第11号)

2 前項各号に定めるもののほか、必要に応じ、補助簿を設けることができる。

(会計伝票の発行)

第13条 事業に係る取引については、その取引の発生の都度、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票(以下「伝票」という。)を発行するものとする。ただし、部長が指定した取引については、月ごとの合計額をその月の最終取引日に仕訳し、伝票を発行することができる。

(伝票の種類)

第14条 伝票の種類は、収入伝票、支出伝票及び振替伝票とする。

- 2 収入伝票は、金銭(現金及び小切手、郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証書等現金に代わるべきものをいう。以下同じ。)の収納の取引について用いるものとする。
- 3 支出伝票は、金銭の支払の取引について用いるものとする。
- 4 振替伝票は、前2項に規定する取引以外の取引について用いるものとする。

第3節 証拠書

(証拠書の整理保存)

第15条 企業出納員は、伝票及び収入済通知書並びに伝票に添えて予算執行者から送付された請求書、契約書、その他計算の基礎を示す証拠書(次条及び第62条において「証拠書」という。)を、収入日等の順序に従い表紙を付して月ごとに編さんして保存しなければならない。

(証拠書保管の特例)

第16条 企業出納員は、証拠書のうち予算執行者において保管することが必要と認めるものについて、これを予算執行者に保管させることができる。この場合において、伝票に当該証拠書の写しを添付するものとする。

第4章 金銭会計

第1節 通則

(現金の保管)

第17条 企業出納員は、現金、政令第21条の3第1項各号に掲げる証券（以下「証券」という。）、投資有価証券及び預り有価証券を出納取扱店その他の確実な金融機関に預け入れ、又は保護預けして保管しなければならない。ただし、次に掲げる有価証券は、企業出納員が直接保管することができる。

- (1) 保管期間の短い有価証券
- (2) 第24条第1項の規定により直接収納した現金又は証券

第2節 収入

（収入の調定）

第18条 予算執行者は、収入の事由が発生したときは、調定書兼振替伝票により調定しなければならない。

- 2 予算執行者は、2以上に分割して調定する収入及び継続して調定する収入については、調定の都度、収入予算執行整理簿、徴収台帳又は別に定める台帳に記載して整理しなければならない。
- 3 前2項の規定は、収入の調定を更正しようとする場合に準用する。

（納入通知書の交付）

第19条 予算執行者は、調定した収入金について納入の通知をしようとするときは、納入期限のおよそ10日前までに納入通知書（様式第12号）を納入義務者（以下「納入」という。）に交付しなければならない。

- 2 予算執行者は、前条第3項の規定により調定の更正をしたときは、収入の増額分については納入通知書、減額分（収入済のものを除く。）については新たな納入通知書及び納入通知額変更（取消）通知書（様式第13号）により納入人に通知しなければならない。

（口頭又は掲示による通知）

第20条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第154条第3項ただし書の規定により口頭又は掲示の方法により、納入の通知をすることができる収入金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 料金のうち直接窓口等において徴収するもの
- (2) せり売りその他これに類する収入
- (3) その他知事が別に定めるもの

- 2 口頭又は掲示の方法による納入の通知は、口頭による場合にあっては納入人に対して直接、掲示による場合にあっては見やすい場所に掲示して行うものとする。

（納付書の交付）

第21条 予算執行者は、納入通知書を亡失し、若しくは損傷した納入人から納入の申出があったとき又は納入通知書を発しない収入金について納入人から納入の申出があったときは、納付書（様式第14号）を当該納入人に交付しなければならない。ただし、第24条第1項の規定による直接収納の場合は、この限りでない。

（口座振替による出納）

第22条 予算執行者は、定期的に収納する料金等について、納入人が、出納取扱店に対し、あらかじめ、書面により口座振替の方法による納入を請求したときは、当該納入人に係る納入通知書を当該出納取扱店を経由して交付することができる。

（支払地の指定）

第23条 政令第21条の3第1項第1号の規定により知事が定める区域は、全国の区域とする。

（直接収納）

第24条 企業出納員又は現金取扱員は、次に掲げる場合に限り、納入人から現金又は証券を直接収納することができる。この場合において、当該証券が納入以外の者の振り出した小切手であるときは、納入人の裏書を求めなければならない。

- (1) 第20条第1項各号に掲げる収入金を領収するとき。
- (2) 出張して領収をするとき。
- (3) 納入人が現金又は証券を持参（送金又は送付を含む。）したとき。

- 2 企業出納員又は現金取扱員は、前項の規定により直接収納したときは、金銭領収書（様式第15号）を納入人に交付しなければならない。

- 3 現金取扱員は、取り扱った収納金に金銭領収書の控を添えて、即日、企業出納員に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、翌日に引き継ぐことができる。

- 4 企業出納員は、第1項の規定により直接収納したとき又は前項の規定により引継ぎを受けたときは、払込書にその現金又は証券を添えて、即日出納取扱店に払い込まなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、収納し、又は引継ぎを受けた日から5日以内に払い込むことができる。

- 5 企業出納員は、第2項の規定により使用する金銭領収書の用紙は、金銭領収書受払簿（様式第16号）により、その受払いを明確にしておかななければならない。

（現金取扱員の現金取扱限度額）

第25条 法第28条第4項の規定による現金取扱員が取り扱うことのできる額は、1人1日について50万円未満とする。ただし、所内の窓口で収納する場合は、この限りでない。

（証券による収入の取消し）

第26条 企業出納員は、出納取扱店に払込みをした証券又は納入人が出納取扱店に納入した証券について、出納取扱店から支払拒絶の通知を受けたときは、直ちに当該通知に係る収入金の納入がなかったものとして整理し、その旨を証券不渡通知書（様式第17号）により納入人及び関係の予算執行者に通知しなければならない。

(収入伝票の発行)

第27条 企業出納員は、収入済通知書又は金銭領収書の控等に基づいて収入伝票を発行しなければならない。

2 企業出納員は、第18条第2項に規定する収入について必要があると認める場合は、前項の収入済通知書を予算執行者に回示しなければならない。

(過誤納金の還付)

第28条 予算執行者は、過誤納金を還付しようとするときは、過誤納金還付整理書(様式第18号)に基づき、次節の規定の例により処理するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第24条第1項の規定により直接収納された収納金の還付については、領収書を徴し、企業出納員が保管する現金をもって行うことができる。

(過誤納金の充当)

第29条 予算執行者は、過誤納金を充当しようとするときは、充当通知書(様式第19号)を納入に送付するとともに、振替伝票を発行して整理しなければならない。

(還付加算金)

第30条 過誤納金に加算する還付加算金の支出を必要とするときは、次節の規定の例により処理するものとする。

第3節 支出

第1款 支出の手續

(支出負担行為の決議及び事前審査)

第31条 予算執行者は、支出負担行為をしようとするときは、その内容が明らかにされている支出負担行為伝票に関係帳票類を添えて決議しなければならない。

2 予算執行者は、次に掲げる事項の支出負担行為に係る前項の規定による決議をしようとするときは、事前に企業出納員の審査を受けるものとする。

(1) 公有財産の購入(1件1,000万円未満のものを除く。)

(2) 請負工事の発注(1件1,000万円未満のものを除く。)

(3) 負担金、補助金、交付金等(100万円未満のもの及び法令の規定により負担し、又は交付するものを除く。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、物品の購入等で次のいずれかに該当するもの

ア 契約を締結するときに支出負担行為を決議するもので1件100万円(建設工事に係る委託料については、500万円)以上のもの

イ 単価契約によるもので契約の期間内の予定総額が1件100万円以上のもの

(支出負担行為の変更等)

第32条 前条の規定は、支出負担行為を変更し、又は取り消す場合について準用する。

(支出伝票の発行)

第33条 予算執行者は、金銭の支払を伴う経費の支出については、支出伝票を発行し、支出の原因及び計算の基礎を明らかにした書類を添えて企業出納員に送付しなければならない。

2 予算執行者は、支払期日の定められている支出にあつては、当該支出に係る支出伝票を当該支払期日の3日前までに企業出納員に送付しなければならない。ただし、これにより難しい事情があるとき又は企業出納員が特に必要と認めて指示するものにあつては、この限りでない。

(支出伝票の審査等)

第34条 企業出納員は、前条の規定による支出伝票の送付を受けたときは、その内容を審査して支払を行わなければならない。

2 前項の場合において、企業出納員は、特に必要があると認めるときは、関係書類の提出を求めることができる。

(過誤払金の処理)

第35条 過誤その他の理由により戻入を必要とする場合は、前節の規定の例により処理するものとする。この場合において、戻入伝票をもって調定書兼振替伝票に代えるものとする。

第2款 支出の特例

(資金前渡)

第36条 政令第21条の5第1項第15号の規定により規則で定める経費は、次に掲げるものとする。

(1) 交際費又は食糧費

(2) 児童手当

(3) 供託金

(4) 式典、講習会、体育会、展示会その他これらに類する会合又は催し物の場所において、直接現金で支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすと認められる経費

(5) 証人、鑑定人、参考人、立会人、講師その他これらに類する者に現金で支給することを必要とする旅費又は費用弁償

(6) 現金をもって即時支払をしなければ、購入し、又は利用し、若しくは使用することができないものに要する経費

(給与等の資金前渡)

第37条 職員に支給する給与及び児童手当(次項及び第55条第1項において「給与等」という。)の支払は、資金前渡の方法によりするものとする。ただし、資金前渡の方法により支給し難いものについては、隔地払又は現金払の方法により支払うことができる。

2 職員に支給する給与等の支払は、前項の規定にかかわらず、その者から申出があったときは、口座振替の方法によりすることができる。

(資金前渡職員の指定)

第38条 予算執行者は、資金前渡の方法により支出しようとするときは、当該経費の内容及び支払の時期を明らかにして、その都度、資金の前渡を受ける職員を指定しなければならない。ただし、特に必要があるときは、あらかじめ、指定しておくことができる。

(資金前渡職員の支払)

第39条 前条の規定により指定された者(以下「資金前渡職員」という。)は、前渡資金をその目的に従って遅滞なく支払い、領収書を徴さなければならない。ただし、領収書を徴することができないものにあつては、支払証明書をもってこれに代えることができる。

(前渡資金の保管)

第40条 資金前渡職員は、前渡資金をその支払が終わるまでの間、銀行その他確実と認められる金融機関に預金して保管しなければならない。ただし、常時小口の支払を必要とするものにあつては、この限りでない。

2 資金前渡職員は、前項の規定による預金から生ずる利子を受け入れた都度、その旨を予算執行者に報告しなければならない。

(前渡資金の精算)

第41条 資金前渡職員は、支払の終わった日から5日以内に、資金前渡(概算払)精算書に証拠書類を添えて、予算執行者に精算を報告しなければならない。

2 予算執行者は、前項の規定による精算の報告を受けたときは、その内容を調査し、同項に規定する書類を企業出納員に送付するとともに精算残高があるときは、併せて戻入の手続をしなければならない。

(概算払)

第42条 政令第21条の6第5号の規定により規則で定める経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 運賃又は保管料
- (2) 委託に係る経費
- (3) 補償金又は賠償金
- (4) 概算で支払をしなければ契約し難い請負、購入又は借入れに要する経費

(概算払の制限)

第43条 予算執行者は、概算払を受けた者がその精算をした後でなければ、その者に対して更に概算払をすることができない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(概算払の精算)

第44条 概算払を受けた者は、債権金額が確定したときは、速やかに資金前渡(概算払)精算書に証拠書類を添えて、予算執行者に精算を報告しなければならない。ただし、旅費の概算払については、旅費精算請求票(様式第20号から様式第22号まで)の提出をもって精算の報告に代えるものとする。

2 第41条第2項の規定は、概算払の精算について準用する。

(前金払)

第45条 政令第21条の7第8号の規定により規則で定める経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 使用料、保管料又は保険料
- (2) 非常災害の復旧のための応急修理に要する経費
- (3) 前金で支払をしなければ契約し難い雇用に要する経費

(前金払の制限)

第46条 予算執行者は、前金払をすることにより、経済的に有利になると認める場合、官公署に対して支払をする場合又は前金で支払う金額について特約がある場合を除き、契約金額の10分の3(地上物件の移転料にあつては、当該移転料の10分の5)に相当する額を超えて前金払をしてはならない。

2 予算執行者は、前項の規定により金額を制限して前金払をしてある契約について契約金額の減額があつた場合において、前金で支払った額が改訂後の契約金額の10分の4(地上物件の移転料にあつては、10分の6)に相当する額を超えることとなるときは、その超える額を返還させなければならない。

(前金払の決済)

第47条 予算執行者は、前金払をした経費について、その対価を支出しようとするときは、その際、当該前金払をした金額を決済しなければならない。ただし、対価を分割して支出する必要があるときは、その都度、給付の完了した割合に応じ、分割して決済しなければならない。

第3款 支出の方法

(支出方法)

第48条 本庁の企業出納員は、支出を決定したときは、公金の振替に係るものを除き、自ら小切手による支払をし、又は出納取扱店をして支払の事務を取り扱わせるものとする。

2 本庁の企業出納員は、前項の場合において、出納取扱店をして支払の事務を取り扱わせるときは、出納取扱店に資金決済書(様式第23号)を送付し、債権者に支払うための手続をしなければならない。

(小切手払)

第49条 本庁の企業出納員は、小切手をもって直接債権者に支払をしようとするときは、当該債権者を受取人とする小切手を振り出し、当該小切手を債権者に交付しなければならない。

2 本庁の企業出納員は、小切手を振り出したときは、小切手振出済通知書（様式第24号）を出納取扱店に送付しなければならない。（隔地払）

第50条 政令第21条の9第1項の規定により企業出納員が指定する支払場所は、出納取扱店としなければならない。

2 企業出納員は、隔地払をしようとするときは、支払依頼書（様式第25号）及び支払案内書（様式第26号）を出納取扱店に送付するとともに、お支払通知（様式第27号）により、その旨を債権者に通知しなければならない。

（口座振替払）

第51条 政令第21条の10の規定により知事が定める金融機関は、全国銀行内国為替制度に加盟している金融機関（株式会社八十二銀行を除く。）とする。

2 企業出納員は、口座振替払をしようとするときは、支払依頼書及び支払案内書又は支払依頼書兼データ送付票（様式第28号）を出納取扱店に送付しなければならない。

（現金払）

第52条 企業出納員は、債権者の申出に基づき即時現金で支払をしようとするときは、出納取扱店に必要な資金を交付して支払依頼書及び支払案内書を送付するとともに、債権者にお支払通知を交付し、当該お支払通知を提示して出納取扱店から即日現金を受け取ることができる。

（お支払通知の送付）

第53条 企業出納員は、隔地払又は現金払をするときは、お支払通知を債権者に送付しなければならない。

（お支払通知の再交付）

第54条 企業出納員は、債権者から、隔地払又は現金払のお支払通知を損傷し、亡失し、又は支払期日の経過により失効したことを理由に、お支払通知の再交付の請求を受けたときは、お支払通知再交付請求書（様式第29号）を提出させなければならない。この場合において、当該請求がお支払通知の損傷又は失効によるものであるときは、当該損傷し、又は失効したお支払通知を添付させなければならない。

2 企業出納員は、お支払通知再交付請求書の提出を受けたときは、当該支払に係る金額が支払未済であることを確認し、当該隔地払又は現金払に係る出納取扱店に対する資金の交付の日（第68条において「資金交付日」という。）から1年以内のものであるときは、当該損傷し、又は亡失したお支払通知に記載した事項と同一事項を記載して「再交付」と表示をしたお支払通知を再交付し（この場合には、既に発行した支出伝票にその旨を朱記しなければならない。）、1年を経過したものであるときは、改めて支払の手続をしてお支払通知を再交付しなければならない。

（給与等の支出の特例）

第55条 職員の給与等の計算事務は、別に指定するものを除き、電子計算により行うものとする。

2 前項に規定する電子計算事務処理に用いる帳票で、この規則の様式により難しいものが生じたときは、別に定める様式による帳票を用いることができる。

第4款 小切手の振出し等

（金額の記載）

第56条 本庁の企業出納員は、小切手に表示する券面金額は、アラビア数字を用い印字器により記載しなければならない。

（受取人の記載）

第57条 本庁の企業出納員は、次に掲げる場合を除くほか、小切手に表示する受取人を「持参人」と表示することができる。

- (1) 官公署を受取人とするとき。
- (2) 住民税に係る特別徴収税額の払込みの指定を受けている金融機関を受取人とするとき。
- (3) 資金前渡職員を受取人とするとき。
- (4) 50万円を超える金額の小切手を振り出すとき。

（振出日付の記載）

第58条 本庁の企業出納員は、小切手を振り出すときは、当該小切手にその振出しの日を記載しなければならない。

（番号の記載）

第59条 本庁の企業出納員は、小切手に会計年度の区分ごとに連続した番号を記載しなければならない。ただし、廃棄する小切手に記載した番号は、欠番としなければならない。

（公印の押印）

第60条 本庁の企業出納員は、小切手を受取人に交付するときに公印を押さなければならない。ただし、自ら押印し難い特別の事情があるときは、その指定する者に行わせることができる。

（記載事項の訂正）

第61条 本庁の企業出納員は、小切手に記載した券面金額を訂正してはならない。

2 本庁の企業出納員は、小切手の券面金額以外の記載事項を訂正しようとするときは、その訂正を要する部分に朱線2条を引き、その上部に正書するとともに、余白に訂正した旨及び訂正した文字の加除数を記載して、公印を押さなければならない。

（小切手の廃棄）

第62条 本庁の企業出納員は、書き損じ等により小切手を廃棄しようとするときは、当該小切手に斜線を朱書した上で、「書損」と記載し、認印を押して証拠書のつづりにつづっておかなければならない。

(小切手の交付)

第63条 本庁の企業出納員は、小切手を交付しようとするときは、受取人であることを証する書類若しくは委任状の呈示を求め、又はその他の方法により、当該小切手を受領する者が正当な受領権限を有する者であることを確認した上でなければ、これを交付してはならない。

2 本庁の企業出納員は、小切手を交付したときは、引替えに、小切手を受領した者から当該小切手の受領書を徴さなければならない。

(使用小切手)

第64条 本庁の企業出納員は、会計年度の区分ごとに小切手帳を新たにし、常時1冊を使用しなければならない。

(小切手の振出しに使用する公印の保管)

第65条 本庁の企業出納員は、小切手の振出しに使用する公印を、小切手帳及び小切手用紙と別の容器に厳重に保管しなければならない。

(小切手の再交付)

第66条 本庁の企業出納員は、小切手の受取人又はその譲渡を受けた者から、小切手の亡失、焼却又は盗難を理由に再交付の請求があっても、当該小切手に係る債務について改めて小切手を振り出してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、本庁の企業出納員は、非訟事件手続法(平成23年法律第51号)第118条第2項の規定による権利を主張する者から再交付の請求があり、当該小切手が支払未済であることを確認したときは、再交付の請求者から小切手再交付請求書(様式第29号)を提出させ、これに基づき、当該小切手が振出日付から1年以内のものであるときは「再交付」と表示した再交付のための小切手を、振出日付から1年を経過したものであるときは改めて支払の手続をして小切手を振り出さなければならない。

第67条 本庁の企業出納員は、小切手の所持人から出納取扱店において支払を拒絶されたことを理由に再交付の請求を受けたときは、小切手再交付請求書に当該小切手を添えて、小切手の再交付を請求させなければならない。

2 本庁の企業出納員は、前項に規定する請求を受け、その内容を確認したときは、当該小切手が振出日付から1年以内のものであるときは「再交付」と表示した再交付のための小切手を、振出日付から1年を経過したものであるときは改めて支払の手続をして小切手を振り出さなければならない。

(小切手等の未払金)

第68条 本庁の企業出納員は、出納取扱店から、小切手払、隔地払及び現金払について、小切手の振出日付又は資金交付日から1年を経過したもので支払を終わらないものを収納した旨の通知を受けたときは、当該通知に基づき、収益に組み入れる手続をしなければならない。

第4節 振替

(未収金の振替)

第69条 企業出納員は、調定の通知を受けたときは、振替伝票を発行し、未収金に振り替えなければならない。ただし、調定をした月の属する日に収入となるもの及び割賦による収入は、この限りでない。

(未払金又は未払費用振替)

第70条 企業出納員は、支出伝票の送付を受けたときは、振替伝票を発行し、未払金又は未払費用に振り替えなければならない。ただし、即時に支払うものについてはこの限りでない。

(振替整理)

第71条 企業出納員は、第80条に規定する棚卸資産請求票(集計表)により棚卸資産を払い出したときは、振替伝票を発行して処理しなければならない。

2 予算執行者は、前項又は前2条に規定するもののほか、振替整理を必要とするときは、振替伝票を発行し、企業出納員に送付しなければならない。

3 第34条の規定は、前項の規定により企業出納員が振替伝票の送付を受けた場合について準用する。

第5節 預り金及び預り有価証券

(預り金)

第72条 課長等は、保証金その他事業の収入に属さない金銭は、これを預り金として受け入れることができる。

(預り金の出納)

第73条 預り金の出納は、第2節及び第3節の規定に準じて処理しなければならない。

(預り有価証券)

第74条 預り有価証券の受払いについては、前条の規定を準用する。この場合において、投資有価証券(預り有価証券)整理簿に保有有価証券と区分して整理しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、諸税及び社会保険料の預り金以外の預り金を受け入れるときは、現金証券納入書(預り証)(様式第30号)により受け入れ、預入者に現金証券預り証を交付しなければならない。

3 預り金を還付するときは、前項の預り証に領収の旨を付記させ、これと引換えに還付しなければならない。

(利札の還付)

第75条 企業出納員は、預り有価証券について、所有者から利札の還付請求を受けたときは、預り有価証券利札領収書(様式第31号)

を徴して、利札を還付しなければならない。

第5章 棚卸資産

第1節 通則

(棚卸資産の範囲)

第76条 「棚卸資産」とは、次に掲げる物品であつて、棚卸経理を行うものをいう。

- (1) 材料
- (2) 消耗備品
- (3) その他貯蔵品（事務用消耗品を除く。）

(棚卸資産の管理)

第77条 企業出納員は、常に適正な量の棚卸資産を貯蔵するように努め、かつ、これを適正に管理しなければならない。

(棚卸資産の事故)

第78条 企業出納員は、自己の保管に属する棚卸資産に紛失その他事故のあることを発見したときは、速やかにその原因及び現状を調査の上、てん末書を作成して知事に報告し、その指示を受けなければならない。

第2節 出納

(購入)

第79条 予算執行者は、棚卸資産を購入しようとするときは、支出負担行為伝票に、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 購入しようとする棚卸資産の品目、種類及び数量
- (2) 予定価額及び予定単価
- (3) 契約方法
- (4) その他必要と認められる事項

2 予算執行者は、棚卸資産を購入したときは、所定の手続を経て、企業出納員に引き継がなければならない。

(使用請求)

第80条 課長等は、棚卸資産を使用しようとするときは、棚卸資産請求票（集計表）（様式第32号）を企業出納員に提出し、現品を受領するものとする。

(出納整理)

第81条 企業出納員は、棚卸資産を受け入れたとき、又は払い出したときは、伝票に基づいて棚卸資産出納簿に記帳整理しなければならない。ただし、第76条第1号及び第3号に規定する棚卸資産については、棚卸資産請求票（集計表）に基づいて、それぞれ棚卸資産購入（請求）票集計表（様式第33号）を作成し、月末に記帳整理することができる。

(受入及び払出価額)

第82条 棚卸資産の受入価額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 購入又は製作によって取得したものについては、購入又は製作に要した価額
- (2) 前号に掲げる以外のものについては、適正な見積り価額

2 棚卸資産の払出価額は、先入先出法によるものとする。ただし、知事の承認を得た場合は、移動平均法又は個別法によることができる。

(不用品の処分)

第83条 課長等は、棚卸資産のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものがあるときは、不用品処分調書（様式第34号）により処分しなければならない。

2 前項の規定による処分は、売却の方法によるものとする。ただし、買受人がないもの又は売却価額が売却に要する費用に達しないものその他売却することが不適当と認められるものについては、廃棄の方法によることができる。

第3節 棚卸

(実地棚卸)

第84条 企業出納員は、毎事業年度の末日に実地棚卸を行わなければならない。

2 企業出納員は、前項に定める場合のほか、棚卸資産が天災その他の理由により滅失した場合その他必要と認められる場合には、随時実地棚卸を行わなければならない。

3 企業出納員は、前2項の規定により実地棚卸を行った場合は、その結果に基づいて、棚卸明細表（様式第35号）を作成しなければならない。

4 第82条の規定は、第1項及び第2項の棚卸の価額について準用する。

(実地棚卸の立会い)

第85条 前条第1項及び第2項の規定により企業出納員が実地棚卸を行う場合においては、課長等は、棚卸資産の受払いに関係のない職員を指定して立ち合わせなければならない。

(棚卸の結果の報告)

第86条 企業出納員は、第84条第1項による実地棚卸の結果を棚卸集計表（様式第36号）により、知事に報告しなければならない。この場合において、現品に過不足があることを発見したときは、その原因及び現状を調査し、併せて報告しなければならない。

(棚卸修正)

第87条 企業出納員は、実地棚卸の結果、帳簿の残高と現品が一致しないときは、棚卸明細表に基づき、修正しなければならない。

第6章 棚卸資産以外の物品

(物品)

第88条 この章において「物品」とは、棚卸資産から払い出されたもの、第90条第1項の規定により購入されたもの及び事務用消耗品をいう。

(物品取扱員)

第89条 課長等は、物品の適切な管理を図るため、所属職員のうちから当該課等の物品の保管及び出納の記録をつかさどる職員（以下「物品取扱員」という。）をあらかじめ指定しておかななければならない。

2 物品取扱員は、課長等の命を受け、当該課等に所属する物品について、数量及び使用の状況等を物品受払簿に記録し、整理しなければならない。

(直購入)

第90条 予算執行者は、第76条各号に掲げる物品のうち、購入後直ちに使用する予定のもの及び第102条本文の規定により建設仮勘定を設けて経理する建設改良工事に使用する予定のものは、直接当該科目の支出として購入することができる。

2 第79条の規定は、前項の規定による購入について準用する。

(事故等の処置)

第91条 物品取扱員は、その管理に係る物品が、天災その他の事由により滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、速やかに関係帳票を整理し課長等の検印を受けなければならない。

(記録の省略)

第92条 物品取扱員は、第89条第2項の規定にかかわらず、受入れ後直ちに払い出す必要のある物品については、支出負担行為の伝票等にその受払いを記録し、物品受払簿に記録することを省略することができる。

(不用物品の処分)

第93条 課長等は、物品のうち不用となり又は使用に耐えなくなったものがあるときは、第83条の規定に準じて売却し、又は廃棄しなければならない。

第7章 固定資産

第1節 通則

(固定資産の範囲)

第94条 この章において「固定資産」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産（次に掲げる資産をいう。）

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

エ 機械及び装置並びにその他の附属設備

オ 自動車その他の陸上運搬具、工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上のものに限る。）

カ リース資産（所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引（府令第1条第14号に規定するファイナンス・リース取引をいう。第109条及び第110条において同じ。）のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件（府令第1条第13号に規定するリース物件をいう。以下同じ。）の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるリース物件のうち、アからオまでに掲げるものに限る。）

キ 建設仮勘定（アからオまでに掲げる資産であって事業の用に供するものを取得又は建設をした場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

ク その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産（次に掲げる資産をいう。）

ア 借地権

イ 地上権

ウ 特許権

エ 施設利用権

オ 電話加入権

カ ソフトウェア

キ リース資産（所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース物件のうち、アからカまでに掲げるものに限る。）

ク その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産（次に掲げる資産をいう。）

ア 投資有価証券（1年以内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ 長期前払消費税

カ 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権であって、1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなもの

キ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

ク 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

(登記及び登録)

第95条 課長等は、固定資産の取得、処分又は変更により、法令の定める登記又は登録を要するものは、遅滞なくその手続を執らなければならない。

第2節 取得

(取得価額)

第96条 固定資産の取得価額は、次に定めるところによる。

- (1) 購入によって取得したものは、購入価額に付帯経費を加えた額
- (2) 建設工事又は製作によって取得したものは、直接費及び間接費の合計額
- (3) 固定資産に増設又は改良を施したときは、増設又は改良前の額から撤去部分の額を除いた残額に増設又は改良の経費を加えた額
- (4) 交換によるものは、交換のため提供した固定資産の価額に、交換差金を加算又は控除し、当該加算又は控除して得た額に付帯経費を加えた額
- (5) 譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前各号に掲げる固定資産であって、取得価額の不明のものについては、公正な評価額

(購入)

第97条 第79条の規定は、予算執行者が固定資産を購入しようとする場合について準用する。

(交換)

第98条 固定資産を交換しようとするときは、課長等は、次に掲げる事項を記載した文書によって決議しなければならない。

- (1) 交換しようとする固定資産の名称、種類及び数量並びに交換差金
- (2) 交換しようとする事由
- (3) 契約の方法
- (4) 相手方の承諾書又は申請書
- (5) その他必要と認められる事項

第3節 管理及び処分

(管理)

第99条 課長等は、その所管に属する固定資産の管理の状況を固定資産台帳に整理しておかなければならない。

2 第78条の規定は固定資産について準用する。この場合において、同条中「企業出納員」とあるのは、「課長等」と読み替えるものとする。

(処分)

第100条 第83条の規定は、不用となった固定資産の処分について準用する。

(固定資産の用途廃止等)

第101条 課長等は、固定資産（固定資産を撤去し、又は取り壊したことにより生じた物件を含む。）で、その用途に使用することができなくなったもののうち、再使用できるものは、棚卸資産に振り替えなければならない。

2 前項の規定により棚卸資産として受け入れる場合におけるその受入価額は、帳簿価額から当該固定資産に係る減価償却累計額に相当する額を控除して得た額以内とする。

第4節 建設仮勘定

(建設仮勘定)

第102条 工事を行う場合において、固定資産として完成するまでに要する経費については、建設仮勘定を設けて経理するものとする。ただし、工事の期間が短期間であり、かつ、工事費用の経理が簡単なものについては、この限りでない。

(建設仮勘定の精算)

第103条 建設仮勘定は、次に掲げるところにより整理しなければならない。

- (1) 工事の完成前に使用を開始した資産については、使用を開始した後遅滞なくその建設価額を概算により計上してその額を固定資産に振り替え、当該工事が完成したときは速やかに精算してその額を補正するものとする。ただし、当該工事が完成したときに速やかに精算することができない場合は、当該工事の完成後遅滞なく概算により計上してその額を補正し、精算が完了したときに更にその額を補正するものとする。
- (2) 前号に規定する資産以外の資産については、工事が完成したときに速やかに精算してその額を固定資産に振り替えるものとする。ただし、当該工事が完成したときに速やかに精算することができない場合は、当該工事の完成後遅滞なく概算により計上してその額を固定資産に振り替え、精算が完了したときにその額を補正するものとする。

第5節 減価償却

(償却の方法)

第104条 減価償却は、定額法により行うものとし、その整理については、有形固定資産にあつては間接法、無形固定資産にあつては

直接法によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、府令第14条第3項の規定によるものによっては、別に定める方法により減価償却を行うものとする。

3 前2項の規定により減価償却を行った場合は、固定資産一覧表を作成しなければならない。

(償却開始年度)

第105条 減価償却は、当該固定資産（償却資産に限る。）の取得の日の属する年度の翌年度から開始するものとする。

第8章 引当金

(引当金の計上)

第106条 引当金の計上は、知事が別に定める方法によるものとする。

第9章 報告セグメント

(報告セグメントの区分)

第107条 府令第40条第2項に規定する報告セグメントの区分は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設部門
- (2) 病院部門
- (3) 補装具部門

第10章 リース取引に係る会計処理

(所有権移転ファイナンス・リース取引)

第108条 所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。ただし、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース物件が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

- (1) 当該リース物件を購入した場合に当該購入した事業年度の費用に算入するもの
- (2) リース期間が1年以内のもの

2 前項ただし書の規定により通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うときは、当該会計処理に係るリース物件については、府令第42条第1号に規定する注記を要しないものとする。

(所有権移転外ファイナンス・リース取引)

第109条 所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。次項において同じ。）については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

2 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース物件のうち前条第1項各号のいずれかに該当するものについては、府令第42条第1号に規定する注記を要しないものとする。

(オペレーティング・リース取引)

第110条 オペレーティング・リース取引（ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。次項において同じ。）については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

2 オペレーティング・リース取引に係るリース物件のうち次の各号のいずれかに該当するものについては、府令第42条第2号に規定する注記を要しないものとする。

- (1) 当該リース物件を購入した場合に当該購入した事業年度の費用に算入するもの
- (2) リース期間が1年以内のもの
- (3) 事前解約予告期間のもの

第11章 決算及び月次試算

第1節 決算

(決算整理)

第111条 予算執行者は、毎事業年度終了時において、次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- (1) 資産の評価
- (2) 実地棚卸に基づく棚卸資産の修正
- (3) 固定資産の減価償却
- (4) 繰延収益の償却
- (5) 引当金の計上
- (6) 経過勘定及び未経過勘定に関する整理
- (7) その他決算整理を必要とする事項

(帳簿の締切り)

第112条 課長等及び企業出納員は、前条の規定による決算整理に基づいて各帳簿の締切りを行わなければならない。

(決算報告書等)

第113条 部長は、5月31日までに、次に掲げる前事業年度分の決算諸表を作成し、知事に提出しなければならない。

- (1) 決算報告書（府令別記第9号）
- (2) 損益計算書（府令別記第10号）
- (3) 剰余金計算書又は欠損金計算書（府令別記第11号）

- (4) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書（府令別記第12号）
- (5) 貸借対照表（府令別記第13号）
- (6) 事業報告書（府令別記第14号）
- (7) キャッシュ・フロー計算書（府令別記第15号）
- (8) 収益費用明細書（府令別記第16号）
- (9) 固定資産明細書（府令別記第17号）
- (10) 企業債明細書（府令別記第18号）

2 前項第7号に規定するキャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書を作成する方法と同じ方法により行うものとする。

第2節 月次試算

（月次試算）

第114条 課長は、毎月末日現在の試算表（府令別記第19号）及び資金予算表を翌月の20日までに作成し、速やかに知事に提出しなければならない。

第12章 補則

（読替え）

第115条 財務規則の規定を適用する場合において、次の表の左欄に掲げる条項の同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左欄	中欄	右欄
第169条第1項、第170条第1項、第178条第2項ただし書、第180条第1項、第182条、第183条、第185条、第188条、第189条の2、第193条ただし書、第194条、第195条の2、第198条第1項、第200条、第209条ただし書、第209条の2第1項、第219条、第239条第1項、第241条第2項、第259条ただし書、第275条第1項、第279条及び第280条第1項	総務部長	知事
第264条	会計管理者	企業出納員
第289条第1項	会計管理者	知事
	指定金融機関等	出納取扱店
第292条第2項	部長等	部長、課長又は所長
	総務部長に提出するとともに、その旨を会計管理者に通知しなければならない。	知事に提出しなければならない。

（補則）

第116条 この規則に定めのあるもののほか、事業の財務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（別表）（第11条関係）

総合リハビリテーション事業会計勘定科目表

収益

款	項	備考
リハビリテーション事業収益	営業収益 営業外収益 特別利益	当年度経常的収益から除外すべき利益

費用

款	項	備考
リハビリテーション事業費用	営業費用	

	営業外費用 特別損失 予備費	当年度経常的費用から除外すべき損失
--	----------------------	-------------------

資産

1 固定資産

款	項	備考
固定資産	有形固定資産 無形固定資産 投資その他の資産	

2 流動資産

款	項	備考
流動資産	現金・預金 未収金 有価証券 受取手形 貯蔵品 短期貸付金 前払費用 前払金 未収収益 その他流動資産	一時所有の目的で保有する有価証券の取得原価 通常の業務活動において発生した手形債権 棚卸資産の額 1年以内に返済期限が到来する貸付金 一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合に、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で、貸借対照表日から起算して1年以内に費用となるもの 工事の請負等に際して前払された金額で、前払費用に該当しないもの 一定の契約に従い継続的に役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないもの

負債

1 固定負債

款	項	備考
固定負債	企業債 他会計借入金 リース債務 引当金 預託金 その他固定負債	1年以内に償還期限が到来するものを除く。 1年以内に返済期限が到来するものを除く。 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限が到来するものを除く。）

2 流動負債

款	項	備考
流動負債	一時借入金 企業債 他会計借入金 リース債務 未払金 未払費用 前受金	1年以内に返済期限が到来する借入金 1年以内に償還期限が到来するものに限る。 1年以内に返済期限が到来するものに限る。 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限が到来するものに限る。） 契約等により継続的に提供を受けている役務に対する対価として、時の経過とともに発生したものとみられる債務

	前受収益	一定の契約に従い継続的に役務の提供を行う場合に、いまだ提供していない役務に対する対価
	引当金	
	その他流動負債	

3 繰延収益

款	項	備考
繰延収益	長期前受金 長期前受金収益化累計額	

資本

1 資本金

款	項	備考
資本金	固有資本金 繰入資本金 組入資本金	建設、改良及び投資に要する資金に充てるため、他会計から出資の目的をもって繰り入れられた資金で繰りもどしを要しないもの 剰余金から資本金に組み入れた額

2 剰余金

款	項	備考
剰余金	資本剰余金 利益剰余金	

(様式第1号) (第3条関係)

事務引継書

年 月 日

長野県知事 様

課(所)

前任企業出納員

職 氏 名 ⑩

後任企業出納員

職 氏 名 ⑩

年 月 日付けの異動に伴い、年 月 日下記引継目録のとおり、事務を引き継ぎました。

引継目録

- 1 現金(本庁の企業出納員にあつては、現金及び小切手帳)
- 2 会計伝票及び証拠書
- 3 長野県総合リハビリテーション事業財務規則第12条の規定により、企業出納員が備えなければならない帳簿

(添付書類) 預金現在高証明書

(備考) 所においては、左上方の余白に所長の検印を受けること。

(様式第3号) (第10条関係)

繰越予定額調書

法第26条第1項、第2項ただし書の別	科目 (款、項、目)	目	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	同左内財	不用額	繰越理由及びその内容
			円	円	円	円	円	

(様式第7号) (第12条、第81条関係)

棚卸資産出納簿

年月日	摘要	受 入			払 出			残 高		
		数量	単 価	金 額	数量	単 価	金 額	数量	単 価	金 額
			円	円		円	円		円	円

備 考			規格 寸法		単位			品名		

(様式第9号) (第12条、第74条関係)

投資有価証券(預り有価証券)整理簿

(表)

年月日	摘要	銘柄	増		減		現 在		備 考
			数量	金額	数量	金額	数量	金額	
				円		円		円	

(裏)

年	月	日	摘要	受入利息	元金受入れ	計
				円	円	円

(様式第12号) (第19条、第21条、第22条関係)

納入通知書

様

年度	通知書番号	金額	円
内容			
納期限	発行日		

上記の金額を納入してください。

長野県知事 (所長)

長野県総合リハビリテーション事業会計 収入済通知書 ㊦

長野県総合リハビリテーション事業会計 納入書 ㊦

長野県総合リハビリテーション事業会計 領収書 ㊦

加入者名	口座番号	金額	
年度	通知書番号	納期限	

加入者名 口座番号	金額	円
氏名		
通知書番号		
年度		
内容		
納期限		
発行者	領収日付印	

加入者名 口座番号	金額	円
氏名		
通知書番号		
年度		
内容		
納期限		
発行者	領収日付印	

切り取らないで金融機関にお出し下さい。

切り取らないで金融機関にお出し下さい。

内容	領収日付印
住所氏名	
発行者	発行者保管 企業出納員 殿

上記の金額を領収しました。

上記の金額を納入します。

上記の金額を領収しました。

(備考) 裏面に次の文言を記載すること。

- 1 収入済通知書、納入書及び領収書は切り離さないで、現金又は証券（小切手、郵便貯金銀行（株式会社ゆうちょ銀行）が発行する為替証書又は振替払出証書）を添えて納入してください。
- 2 納入場所は、長野県総合リハビリテーション事業の出納取扱金融機関です。具体的には次のとおりです。
(金融機関の店舗名を記載すること。)
- 3 お近くに出納取扱金融機関がない場合は、収入済通知書、納入書及び領収書を切り離さないで、現金を添えて現金書留で郵送するか又は郵便貯金銀行（株式会社ゆうちょ銀行）が発行する為替証書を添えて郵送してください。

納入者保管

金融機関保管

発行者保管

(様式第13号) (第19条関係)

納入通知額変更(取消)通知書

第 号
年 月 日

様

長野県知事 氏 名 印
(所 長)

年 月 日付けで納入通知済みの納入金については、次のとおり変更になったので通知します。

年 度 (月)	納入通知書 番 号	既に通知済み の 納 入 金 額	左の額に対する 増減(△)額	変 更 後 の 納 入 金 額
()				
()				
()				

変更の理由

(様式第14号) (第21条関係)

納付書

様

年度	通知書番号	金額	円
内容			
納期限	発行日		

上記の金額を納付してください。

長野県総合リハビリテーション事業会計 収入済通知書 ④

長野県総合リハビリテーション事業会計 納入書 ⑤

長野県知事 (所長)

長野県総合リハビリテーション事業会計 領収書 ⑥

加入者名	口座番号	金額
	通知書番号	
年度	会計	納期限

加入者名 口座番号	金額	円
氏名		
通知書 番号		
年度 会計		
内容		
納期限		
発行者		
上記の金額を納付し ます。		
		領収日付印
		金融機関保管

切り取りしないで金融機関にお出し下さい。

加入者名 口座番号	金額	円
氏名		
通知書 番号		
年度 会計		
内容		
納期限		
発行者		
上記の金額を領収 しました。		
		領収日付印
		納入者保管

切り取りしないで金融機関にお出し下さい。

内容	領収日付印
住所 氏名	
発行者	上記の金額を領収しました。 企業出納員 殿
	発行者保管

(備考) 様式第12号の納入通知書の備考に準ずること。

(様式第15号) (第24条、第27条関係)

冊数・丁数No. ～		金 錢 領 収 書	
未収金整理票 番号	納 人	様	
種 別	摘 要	金 額	
			円
合 計			
<p>上記の金額を領収しました。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">課 (所)</p> <p style="text-align: right;">企業出納員 現金取扱員 職 氏 名 印</p>			

- (備考)
- この様式は3部複写とし、1部を納人に交付し、2部を控とすること。
 - 合計金額は訂正しないこと。
 - 汚損の場合はそのままつづり込んでおくこと。
 - 2冊以上にわたって継続使用するときは控の余白に次のとおり記載すること。

冊数No. へ続く

冊数No. より続く

(様式第16号) (第24条関係)

金 銭 領 収 書 受 払 簿
(交 付 簿)

年 月 日	摘 要	受 入	払 出	残	受領印

(備考) 摘要欄には、交付を受ける者の氏名及び冊数番号を記載すること。

(様式第17号) (第26条関係)

証券不渡通知書

第 号

年 月 日

様

企業出納員

印

先に納付していただいた下記の証券が不渡りになりましたから、不渡りになった金額について、同封の納付書により至急納めてください。なお、当該証券の返還を希望するときは、その旨を申し出てください。

記

証 券	種 類		(備考)
	券 面 金 額	円	
	記 号 番 号		
	振 出 日	年 月 日	
	支 払 日	年 月 日	
	振 出 人		
	支 払 人		
収 入 の 内 容	年 度		(備考)
	収 入 内 容		
	金 額	円	
	収 納 年 月 日	年 月 日	

既に交付したこの証券に係る領収書は、無効です。

(様式第18号) (第28条関係)

過 誤 納 金 還 付 整 理 書

年 度		科 目	
納 人 住 所 氏 名			
収 入 済 額	円	当 初 調 定 年 月 日	
正 当 額	円	収 入 年 月 日	
差 引 過 誤 納 入 額	円	領 収 書 (納 入 通 知 書) 番 号	
還 付 額	円	更 正 調 定 年 月 日	
還 付 年 月 日		収 入 金 の 内 容	
還 付 理 由	摘 要		

(様式第19号) (第29条関係)

充 当 通 知 書

年 月 日

様

長野県知事(所長)氏名

印

あなたが 年 月 日に納入された に下記のとおり過誤納が

ありましたので に充当しましたから御了知ください。

記

充 当 金 額 円

納 入 金 額 円

正 当 納 入 金 額 円

充 当 額 円

(様式第20号) (第44条関係)

旅行命令(依頼) 概算請求票 精算請求票	所 属		ペ ー ジ	
	職 名		申 請 番 号	
起票日	請 求 者 氏 名		内 線	
			電 話 番 号	

命令印	決裁回議	命令権者確認印	企業出納員
-----	------	---------	-------

支払い					
会 計 区 分	科 目 / 仕 訳	金 額	受領、精算印		
	— — —	円	概算金額	精算金額	追給(返納)額
支 払 日	— — —	円	円	円	円
	— — —	円			
支 払 方 法	— — —	円			
	— — —	円			

用務の内容							
交通費		合計金額		円			
日付	出発地/行き先	区間	移動手段 距離(km)	往復区分 運賃/車 賃(円)	特別車両等区間 料金・距離 (片道表示)	運転 同乗	備考
宿泊費		合計金額		(宿泊料		円 食卓料 円)	
日付/泊	宿泊施設名	宿泊形態		宿泊料(円) 食卓料(円)	備考		
旅行雑費		合計金額		円			
日付	項目	金額(円)	内容				
その他		合計金額		円			
	項目	金額(円)	項目	金額(円)			

備考

- (備考) 1 領収書等は、専用の用紙に貼り付けること。
 2 実情に応じ、この様式に準じて作成することができること。

(様式第21号) (第44条関係)

旅行依頼 概算請求 精算請求票	所属		ページ	
	職名		申請番号	
起票日	請求者 氏名		内線	
			電話番号	

命令印	決裁回議	命令権者確認印	企業出納員
-----	------	---------	-------

支払い					
会計区分	科目/仕訳	金額	受領、精算印		
	— — —	円	概算金額	精算金額	追給(返納)額
支払日	— — —	円	円	円	円
	— — —	円			
支払方法	— — —	円			
	— — —	円			

用務の内容							
会場							
住所		〒					
旅行者氏名						職務相当(行一)	
日付	出発地/行き先	区間	移動手段/ 距離(km)	運賃/車賃 (円)	特別車両等区間 料金・距離(片道表示)	宿泊	備考

往復		日当区分					
合計金額	円	交通費	円	うち車賃	円	日額旅費	円
宿泊料	円	日当	円	雑費	円	調整額	円

備考	
----	--

- (備考) 1 この様式は、国家公務員の例により費用弁償を支給する場合に使用すること。
2 実情に応じ、この様式に準じて作成することができること。

(様式第22号) (第44条関係)

旅行命令 赴任 精算請求票	所属		ページ	
	職名		申請番号	
起票日	氏名		内線	
			電話番号	

命令印	決裁回議	企業出納員
-----	------	-------

支払い				
会計区分		科目/仕訳	金額	精算印
概算金額	円	— — —	円	
精算金額	円	— — —	円	
追給(返納)額	円	— — —	円	
支払日		— — —	円	
支払方法		— — —	円	

用務の内容	赴任のため
発令日	
旧所属	
新住所居所	
旧住所居所	

移転料	合計金額 円				
距離	km	上限額	円		
引越業者代	円				
レンタカー	レンタカー代	ガソリン代	通行料	駐車場代	その他
	円	円	円	円	円
自家用車	台数	車賃	通行料	駐車場代	その他
	台	円	円	円	円

着後手当	合計金額 円						
借家入居費	合計金額 円						
1ヶ月の家賃	円	上限額	円	手数料	円	礼金等	円

宿泊料・食卓料相当	合計金額 円 (宿泊料 円 食卓料 円)				
日付	泊数	宿泊施設名	宿泊形態	宿泊料	食卓料
				円	円
				円	円

備考	
----	--

移転雑費	合計金額 円	
------	--------	--

職員の移動に係る交通費等	合計金額 円	
交通費	合計金額 円	

日付	出発地/行き先	区間	移動手段/距離 (km)	運賃/車賃 (円)	特別車両等区間料金・距離 (片道表示)	備考

宿泊料・食卓料		合計金額		円	(宿泊料	円	食卓料	円)
日付	泊数	宿泊施設名	宿泊形態	宿泊料	食卓料			
				円	円			
				円	円			
備考								

旅行雑費		合計金額		円
日付	雑費区分	金額	支給理由	

移転申告書				
氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
	本人			

旅費の調整	
調整額	円
調整理由	

備考

移転料請求対象の扶養親族氏名	続柄	生年月日	年齢	移転年月日

扶養親族移転料		合計金額		円		
交通費		合計金額		円		
日付	出発地/行き先	区間	移動手段/距離 (km)	運賃/車賃 (円)	特別車両等区間料金・距離 (片道表示)	備考

宿泊料・食卓料相当		合計金額		円	(宿泊料	円	食卓料	円)
日付	泊数	宿泊施設名	宿泊形態	宿泊料	食卓料			
				円	円			
				円	円			
備考								

- (備考)
- 1 領収証等は、専用の用紙に貼り付けること。
 - 2 実情に応じ、この様式に準じて作成することができること。

(様式第23号) (第48条関係)

年度資金決済書

年 月 日

長野県総合リハビリテーション事業出納事務取扱店 御中

企業出納員

印

(単位:円)

事業会計	金額	備考

(様式第24号) (第49条関係)

No. _____

小切手振出済通知書

長野県総合リハビリテーション事業出納事務取扱店

銀行 店御中

金額

年度

支払先

年 月 日

支払済

振出人

企業出納員

印

(様式第26号) (第50条、第51条、第52条関係)

支 払 案 内 書

年 月 日

〒
様

長野県総合リハビリテーション事業出納事務取扱店 御中

長野県(課・所)企業出納員

1	年度及び支払通知番号	年度	号
2	課 (所)		
3	支 払 日	年	月 日
4	支 払 金 額	円	
5	支 払 金 の 内 容		
6	支 払 方 法		
7	支 払 場 所		
8	口 座		

(様式第27号) (第50条、第52条、第53条、第54条関係)

年 月 日

様

長野県(課・所)企業出納員

お 支 払 通 知

本日下記の金額のお支払をしました。支払の方法は、記載のとおりですから、内容を確認の上、受領してください。

なお、このお支払通知について不明の点がありましたら、下記の課(所)へ「通知番号」をお伝えの上、照会してください。

記

1 年度及び通知番号	年度	号
2 課 (所)		
3 支 払 日	年	月 日
4 支 払 金 額	円	
5 支 払 金 の 内 容		
6 支 払 方 法		
7 支 払 場 所		
8 口 座		
9 受 取 方 法 等		

(様式第28号) (第51条関係)

支払依頼書兼データ送付票

年 月 日

長野県総合リハビリテーション事業出納事務取扱店 御中

企業出納員

印

年度	年 月 日	支払分
----	-------	-----

(単位：円)

区 分	口 座 振 替		備 考
	件 数	金 額	
	件		
	件		
	件		
	件		
	件		
合 計	件		

(様式第29号) (第54条、第66条、第67条関係)

お支払通知再交付請求書
(小切手再交付請求書)

年 月 日

(何) 企業出納員 殿

請 求 者

住 所

氏 名

下記のとおり再交付してください。

記

区 別 (該当するものに○印を付けること。)	現金払	隔地払			
	小切手払 (出納取扱店の窓口)	(金融機関の窓口)			
再交付の理由	亡失 (焼却 盗難)	支払拒絶 1年経過			
支 払 金 の 内 容					
記号番号及び振出番号又は番号	長野県	No.			
振出又は発行年月日	.	.			
受 取 人					
振出人又は発行人					
金 額	円				
口座振替希望金融機関	金融機関名	本・支店(所)名	預金種目	口座番号	口座名義人

未払の確認	隔地払支払金融機関日付印	長野県総合リハビリテーション事業出納事務取扱店日付印
-------	--------------	----------------------------

事務担当者	決 裁 回 議	決 裁 権 者	決 裁 区 分	再発行年月日 . .

- (備考)
- 再交付に当たって口座振替を希望する場合は、口座振替希望金融機関欄に記入すること。
 - 小切手の亡失の場合は、除権判決の謄本を添付すること。
 - 結婚等により氏名を変更した場合は、戸籍抄本、運転免許証の写し等受取人であることが確認できるものを添付すること。

(様式第30号) (第74条関係)

現金証券納入書 (預り証)

納人住所				納人名		
預入(預り)金額	円		納付の理由			
この預入(預り)金に対する利子の請求(支払)はいたしません。						
現金払戻明細	月日	金額	受領印	月日	金額	受領印
		円			円	
証券の種類	記号	券面金額	枚数	利札枚数	金額	
		円			円	
上記の現金(有価証券)を預かりました。						
			年	月	日	
企業出納員			職	氏	名 印	
上記の有価証券を領収しました。						
			年	月	日	
住所			氏	名		
この預り証は、現金、証券又は利札の還付を請求するときに提出していただきますから、大切に保管してください。						

(備考) 2部作成し、1部は納入に交付すること。

(様式第31号) (第75条関係)

預り有価証券利札領収書

課(所)	受入年月日		受入番号	
証券の種類	記号	預り数	還付請求数	残数
還付の理由				
上記のとおり利札を領収しました。				
年 月 日				
還付請求人 住所 氏 名				

(様式第32号) (第71条、第80条、第81条関係)

棚卸資産請求票 (集計表)

年度

番号

課(所)長	係長	係員	発行元	課(所)長	回議	担当者	作成者	記帳
款	項	目	節	節	節	細	節	
予算科目								

発行年月日

棚卸資産番号	品名	規格	単位	数量	単価	金額	工事件名
					合計		

上記棚卸資産を取得しました。

職氏名 (印)

(課(所))

(備考) この伝票は、1科目1葉とすること。

(様式第33号) (第81条関係)

出納通知	課(所)長	決裁回議	担当者	企業 出納員	記帳

棚卸資産購入(請求)票集計表

年度		月別		つづり 込枚数	
科 目			金 額		
計					
科 目	品 名	数 量	金 額		

計			

(様式第34号) (第83条関係)

不用品処分調査書

年 月 日

課(所)長	係長	係員	担当者

下記棚卸資産が不用品となったので
処分してよいでしょうか。

記

勘定科目	品名	単位・規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	減価償却累計額	時価評価額	処分方法
				円	円			円	円	
処分理由	相手方の住所及び氏名									備考

- (備考)
- 1 予定価格調査を作成するときは、時価評価額欄には記入しないこと。
 - 2 廃棄しようとするときは、その理由等を備考欄に記入すること。
 - 3 指名競争入札又は随意契約によるうとする場合には、その理由等を備考欄に記入すること。

(様式第36号) (第86条関係)

棚卸集計表

年 月 日現在

長野県知事 様

課(所) 企業出納員

職 氏 名 印

区 分	帳票現在高 円	実 施 棚 卸 高 円	増 △ 減 円	増 減 理 由

障がい者支援課

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第25号

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則（昭和49年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」を「第12条」に改める。

第16条の前の見出しを「(料金の特例等)」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

障がい者支援課

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第26号

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の長野市の項中「長野市浅川児童センター 長野市芋井児童センター」を「長野市芋井児童センター」に改める。

別表第3の小諸市の項中 「医療法人山月会小諸病院 花岡レディースクリニック」を 「医療法人山月会小諸医院 花岡レディースクリニック 小諸病院介護医療院」に改め、

同表の茅野市の項中「ここんち グリーンサム」を「ここんち」に、「諏訪市蓼科保養学園」を「グループホームふくろうの家・玉川」に改め、同表の北佐久郡御代田町の項中「医療法人社団御代田中央記念病院」を「医療法人社団軽井沢西部総合病院」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

食品・生活衛生課

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第27号

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成18年長野県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「燃料」を「化石燃料及び非化石燃料」に、「他人から供給された熱及び電気」を「使用した熱（当該年度において他人から供給された熱以外の熱にあつては化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第1条に規定する熱を除き、同条に規定する集約した地熱等にあつてはその熱量を測定できるものに限る。）及び電気（当該年度において他人から供給された電気以外の電気にあつては、化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気を除く。）」に改め、同項第2号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

第9条中「第146条第1項」を「第150条第1項」に改める。

第11条第2号から第4号までの規定中「第145条第1項」を「第149条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

環境政策課ゼロカーボン推進室

長野県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第28号

長野県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

長野県流域下水道事業財務規則（平成31年長野県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

（支払地の指定）

第23条 政令第21条の3第1項第1号の規定により知事が定める区域は、全国の区域とする。

第94条第2号のクを同号のキとし、同号のケ中「ク」を「キ」に改め、同ケを同号のクとし、同号のコを同号のケとする。

様式第3号中

決 裁			事務担当者	を
合 議			事務担当者	

「

決 裁			事務担当者	に改める。

」

様式第8号中

月日	伝票番号	件名/適用	を	起案日 支払日	事業名/伝票 番号	件名 適用	に改める。
----	------	-------	---	------------	--------------	----------	-------

様式第21号中

事業	を
----	---

「

事業	予算区分	に、
----	------	----

」

検査年月日	年	月	日	検査年月日	年	月	日
検査職員職氏名				検査職員職氏名			
消耗器具備品管理票記帳			㊟	を	財産管理票記帳		㊟
貯蔵品出納簿記帳			㊟		貯蔵品出納簿記帳		㊟
消耗品出納簿記帳			㊟		直		㊟
直		払	㊟		直		払

に、

予算額	円	負担累計額	円	予算残額	円	支出累計額	円	を
-----	---	-------	---	------	---	-------	---	---

「

関連支出負担行為累 計額	関連支出負担行為支 出済累計額	関連支出負担行為支 出残額	に、
予算額	負担累計額	予算残額	支出累計額

」

「

		を

」

「

()	支払方法	に改める。

」

様式第22号中 「 起案日 _____ 」 を

「 起案日 _____ 振替日 _____ 」 に、「執行区分 収入」を「執行区分 _____」に、

「 調定額 _____ 円
収入累計額 _____ 円
予算残額 _____ 円 」 を 「 _____ 」 に改める。

様式第23号中

決 裁			事務担当者
合 議			事務担当者

を

決 裁			事務担当者

に、

「 起案日 _____ 調定日 _____ 」 を
「 _____ 予算科目 _____ 」

「 起案日 _____ 調定日 _____ 」 に、
「 納入期限 _____ 予算科目 _____ 」

「 予算額 _____ 円 調定累計額 _____ 円 予算残額 _____ 円 」 を

「 予算額 _____ 調定累計額 _____ 予算残額 _____ 」 に改める。

様式第24号中 「 件名/適用 _____ 」 を 「 件名適用 _____ 」 に改める。

様式第33号中 「 事業 _____ 」 を

「 事業 _____ 予算区分 _____ 」 に、

「 予算額 _____ 円 負担累計額 _____ 円 予算残額 _____ 円 支出累計額 _____ 円 」 を

「 予算額 _____ 負担累計額 _____ 予算残額 _____ 支出累計額 _____ 」 に、

「

」を

「

()	支払方法

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

生活排水課

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。
 令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第29号

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則（昭和58年長野県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表の繊維の項中 「

 1,900」を「

 1,800」に改め、同表の木工の項中 「

 1,100
 1,300
 3,600
 7,400」を

「

 1,000
 1,200
 3,600
 7,300」に改め、同表の機械金属の項中 「

 2,400
 1,900
 2,300」を 「

 2,300
 1,900
 4,400」に、

「

 2,700
 4,600」を 「

 2,600
 4,500」に、 「

 2,400
 1,900
 4,900」を 「

 3,600
 1,900
 4,900」を 「

 3,500
 1,900
 4,800」に、

「

 8,600」を 「

 8,400」に、 「

 6,400」を 「

 6,300」に、

「

 2,100
 7,300
 3,300」を 「

 2,000
 7,300
 3,200」に、 「

 7,300
 2,400
 4,100」を 「

 7,200
 2,400
 4,000」に、

「

 3,800
 3,100」を 「

 3,800
 3,000」に、

「	ア 鉄系金属	”	5,400	」を		
	イ 非鉄系金属	”	7,200	」		
「	ア 鉄系金属					
	(ア) ナイタル又はピク ラールによる場合	”	5,700		「	9,100
	(イ) (ア) 以外の液体によ る場合	”	7,000	」に、	「	」を
	イ 非鉄系金属	”	7,700	」		
「		「	123,000	」を	「	122,000
	9,000	」に、	121,000	」	」に、	4,500
						」を
「		「	127,000	」を	「	126,000
	4,400	」に、	1,300	」	」に、	4,000
						」を
「		「	15,000	」を	「	15,000
	3,900	」に、	18,000	」	」に、	1時間
						7,300
						」を
「	1時間	「	82,000	」を	「	81,000
	7,200	」に、	69,000	」	」に、	68,000
						」を
「	(4) 低温溶射装置によるもの	”	6,800	」を		
「	(4) 低温溶射装置によるもの	”	6,700		「	1,600
	(5) 金属積層造形装置による もの					900
	ア 鉄系合金粉末又は超合 金粉末	”	9,500	」に、		1,900
	イ ア以外の粉末	”	13,000	」		1,500
						」を
「		「	1,600		「	1,500
	1,500	」に、	1,200	」を	」に、	4,300
	800					」
	1,800		3,300			
			1,700			
	1,400	」				
「		「	2,100	」を	「	2,000
	4,200	」に、	1,100	」	」に、	6,600
						」を
						4,400
						1,900
						5,700
						」

1,500					
3,700					
6,500	に、	(ア) 自記分光光度計によるもの	”	2,600	を
4,300		(イ) 顕微分光光度計によるもの	”	5,300	
1,800					
5,600					

(ア) 自記分光光度計によるもの					
a ヘーズ測定	”	5,200	に、		
b a以外の測定	”	2,600			
(イ) 顕微分光光度計によるもの	”	5,200			

2,300	を	2,300	に、	2,300	を	2,300	に、
3,500		3,400		3,400		3,300	

1,000		900					
1,400		1,300					
1,300		1,300					
1,900		1,800					
15,000		15,000	に、	3,900	を	3,800	に、「1,900円以上
3,000	を	2,900		2,700		2,600	」
5,000		4,900					
4,100		4,100					
3,600		3,600					
3,000		2,900					

14,000円」を「1,800円以上13,000円」に、「5,400」を「5,300」に、

4,100		4,000	
4,800	を	4,800	に、
5,100		5,000	
7,200		7,100	

7,800	を	7,800	に、	2,800	を	2,800	に、「1,900円以上
5,900		5,800		4,900		4,800	」

51,000円」を「1,800円以上50,000円」に、

5,600		5,500		7,300	
3,900	を	3,900	に、	5,700	を
8,300		8,200			

7,200	に、	2,200	を	2,100	に、「	6,100	を
5,600		7,000		6,900	」		

(1) アミノ酸特殊試験	1件	18,000	を
(2) 生体分子相互作用解析試験	〃	33,000	
(3) フリーラジカル試験	〃	12,000	
(4) におい成分分析試験	1件1成分	31,000 (成分の数が2以上である場合にあっては、31,000円に1を超える成分の数に3,200円を乗じて得た額を加えた額)	

(1) アミノ酸特殊試験	1件	17,000	に、
(2) におい成分分析試験	1件1成分	30,000 (成分の数が2以上である場合にあっては、30,000円に1を超える成分の数に3,200円を乗じて得た額を加えた額)	

「(5)」を「(3)」に、「(6)」を「(4)」に、「(7)」を「(5)」に、「(8)」を「(6)」に、「12,000円以上20,000円」を「14,000円以上19,000円」

に改め、同表の化学等の項中 「17,000」を「16,000」に、「8,600」を「8,500」に、「26,000 (」を「25,000 (」に、「26,000円に1」

を「25,000円に1」に、「30,000」を「29,000」に、「26,000」を「19,000」に、

「14,000」に、「17,000円」を「16,000円」に、「19,000」

(b) アルゴンイオンエッチングを要しない場合	〃	17,000	を
-------------------------	---	--------	---

(b) アルゴンイオンエッチングを要しない場合	〃	16,000	に、「4,800円」を「4,700円」に、
-------------------------	---	--------	-----------------------

「4,800」を「4,700」に、「103,000」を「102,000」に、「84,000」を「83,000」に、「128,000」を「127,000」に、

「6,100」を「6,000」に、「2,600」を「2,500」に、「9,100」を「9,000」に、

「	7,100	」を「	7,000	」に、「3,700円」を「3,000円」に、「4,500円」を「4,400円」に、「5,000円」を「4,900円」
に、	2,300	」を	2,200	」に、
	4,300		4,200	
	2,000		1,900	
	3,900	」	3,800	」
「	(6) その他の試験	」	1,200円以下の範囲内で知事が定める額	」を
「	(6) メルトマスフローレイト試験	」	5,400	
	(7) その他の試験	」	1,100円以下の範囲内で知事が定める額	」に、
「	イ ア以外の機器によるもの	」	1,500	」を
	(3) 温度	」	1,900	」
「	イ 変角光度計によるもの			
	(ア) 試料作成を要する場合	」	2,100	
	(イ) 試料作成を要しない場合	」	1,500	
	ウ 紫外可視近赤外分光光度計によるもの			」に、
	(ア) 試験条件が一定の場合	」	1,500	
	(イ) 試験条件を変更する場合	」	3,000	
	(3) 温度	」	1,800	」
「	800	」を「	800	」に、
	15,000	」	14,000	」

イ 動的光散乱法による場合	〃	8,700	
(9) 腐食性			
ア 電気化学測定法による場合	〃	11,000	
イ 走査振動電極法による場合	〃	14,000	
(10) 微粒子粒度分布	〃	1,700	を
(11) 放射線量			
ア 線量当量率測定	〃	3,100	
イ 計数率測定	〃	3,100	
(12) 比表面積			
ア 窒素ガスによる場合	〃	9,000	
イ ア以外のガスによる場合	〃	11,000	

イ 動的光散乱法による場合	〃	8,500	
(9) 腐食性	〃	11,000	
(10) 微粒子粒度分布	〃	1,600	
(11) 放射線量			
ア 線量当量率測定	〃	3,000	に、
イ 計数率測定	〃	3,000	
(12) 比表面積			
ア 窒素ガスによる場合	〃	8,800	
イ ア以外のガスによる場合	〃	10,000	

9,100	を	8,900	に、「4,500(」を「4,400(」に、	2,500	
10,000		10,000		1,900	を
				2,000	

2,400	に、	2,100	を	2,000	
1,900		3,400		3,300	に、改め、同表の試料前処理の項中
1,900		1,900		1,900	
		1,400		1,300	

3,800	を	3,700	に改め、同表の成績表作成の項中	1,900	を
-------	---	-------	-----------------	-------	---

1,800	に改め、同表の成績表謄本又は証明書の項中	700	を	600	に改め、
-------	----------------------	-----	---	-----	------

同表の備考の20を同備考の22とし、同備考の19を同備考の21とし、同備考の18中「6,600円」を「6,500円」に改め、同18を同備考の20とし、同備考の17中「5,500円」を「5,400円」に、「7,600円」を「7,500円」に、「29,000円」を「28,000円」に、「8,100円」を「8,000円」に、「14,000円に」を「13,000円に」、「同(ウ)のbにあつては14,000円」を「同(ウ)のbにあつては13,000円」に改め、同17を同備考の19とし、同備考の16中「食品の項の5の(6)」を「食品の項の5の(4)」に改め、同16を同備考の18とし、同備考の15を同備考の17とし、同17の前に次のように加える。

16 食品の項の3の(4)の試験における1件を超える手数料の額は、その超える1件について、17,000円とする。

別表の備考の14中「4,500円」を「1,600円(試験条件を変更して行う場合にあっては、変更後について4,700円)」に改め、同14を同備考の15とし、同備考の13を同備考の14とし、同備考の12中「3,000円」を「2,900円」に改め、同12を同備考の13とし、同備考の11中「同エの(イ)のa及びbにあつては1,000円」を「同エの(イ)のaにあつては1,000円、同(イ)のbにあつては900円」に、

「1,800円」を「1,700円」に改め、同11を同備考の12とし、同備考の10中「1,300円」を「1,200円」に改め、同10を同備考の11とし、同備考の9を同備考の10とし、同備考の8中「の試験」を「及び(5)の試験」に、「とする」を「、同(5)のイにあつては10,000円、同(5)のイにあつては17,000円とする」に改め、同8を同備考の9とし、同備考の7を同備考の8とし、同備考の6中「7,100円」を「7,000円」に改め、同6を同備考の7とし、同備考の5中「6,000円」を「5,900円」に改め、同5を同備考の6とし、同備考の4を同備考の5とし、同備考の3中「7,700円」を「7,600円」に改め、同3を同備考の4とし、同備考の2の次に次のように加える。

3 機械金属の項の2の(1)のイ及びロの試験における1件を超える手数料の額は、その超える1件について、500円とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

産業技術課

長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第30号

長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県農業大学校管理規則（昭和51年長野県規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表の1中

農業生産工程管理学	講義	1	15			を
	演習			0.5	15	

農業生産工程管理学	講義	1	15			に、
-----------	----	---	----	--	--	----

1	15	を	0.5	8	に、
0.5	15		0.25	8	

		1	30	を
1	30			

		0.5	15	に、
0.5	15			

特別教養演習	演習	1	30	を
--------	----	---	----	---

特別教養演習	演習	0.5	15	に改める。
--------	----	-----	----	-------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

農業技術課

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第31号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則の一部を改正する規則

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則（昭和42年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(身分証明書)」に改め、同条中「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第25条の職員の証」を「立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書」に改める。

様式第1号中「(様式第1号)」を「(様式第1号)(第2条関係)」に、「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」に、

「 $\left[\begin{array}{l} 2通を添付すること。そのうち1通は、入会権者全員の \\ 同意(記名押印)したことを証する書面であること。 \end{array} \right]$ 」を「(2通を添付すること。)」に、

改め、「(入会権者全員の同意(記名押印)したことを証する書面を添付すること。)」を削る。

様式第2号中「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」に改める。

様式第3号中「(様式第3号)」を「(様式第3号)(第2条関係)」に、「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」に改め、同様式の注中「抜すい」を「抜粋」に改め、「し、本文とのつづり目に同意者が割印」を削り、同注を同注の1とし、同1の次に次のように加える。

2 本人であることを確認するために必要な書類（運転免許証、旅券、健康保険証等）の写しを添付すること。

様式第4号中「(様式第4号)」を「(様式第4号)(第2条関係)」に、「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

様式第6号中「(様式第6号)」を「(様式第6号)(第2条関係)」に、「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

様式第7号中「(様式第7号)」を「(様式第7号)(第2条関係)」に、「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

様式第8号中「(様式第8号)」を「(様式第8号)(第2条関係)」に、「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

様式第9号中「(様式第9号)」を「(様式第9号)(第2条関係)」に、「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

様式第10号中「(様式第10号)」を「(様式第10号)(第2条関係)」に、「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

様式第11号中「(様式第11号)」を「(様式第11号)(第2条関係)」に、「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

様式第12号中「(様式第12号)」を「(様式第12号)(第2条関係)」に、「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

様式第13号中「(様式第13号)」を「(様式第13号)(第2条関係)」に、「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

様式第14号中「(様式第14号)」を「(様式第14号)(第2条関係)」に、
「生産森林組合名 ㊟」を「生産森林組合名 ㊟」に改める。
(農事組合等) (農事組合等) に、

様式第15号中「(様式第15号)」を「(様式第15号)(第2条関係)」に、「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」に改める。

様式第16号中「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」に改める。

様式第17号中「(様式第17号)」を「(様式第17号)(第2条関係)」に、「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」に改め、同様式に注として次のように加える。

(注) 本人であることを確認するために必要な書類（運転免許証、旅券、健康保険証等）の写しを添付すること。
様式第18号を次のように改める。

(様式第18号) (第3条関係)

(第1面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名		写 真
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
年 月 日交付	年 月 日限り有効	
長野県知事	印	

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考)
- この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正前に入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則の規定に基づいて交付されている職員の身分を示す証明書は、この規則による改正後に入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

信州の木活用課

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

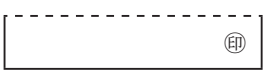
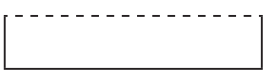
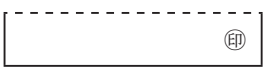
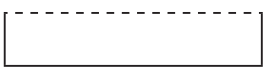
令和5年3月30日

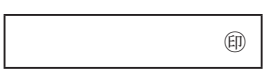
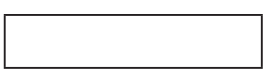
長野県知事 阿部 守一

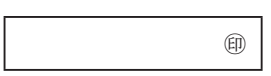
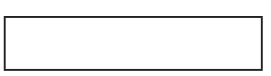
長野県規則第32号

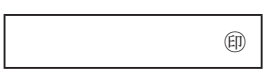
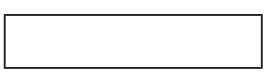
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

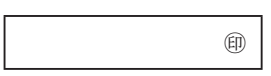
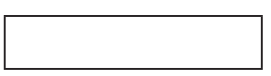
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年長野県規則第42号）の一部を次のように改正する。

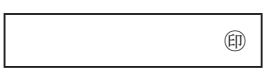
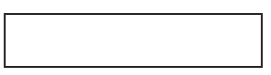
様式第1号中 「」を「」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とし、同様式の添付書類の3中「備考の2」を「備考の1」に改め、同様式の付表中 「」を「」に改め、同付表の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

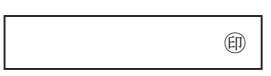
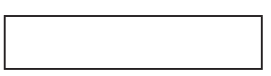
様式第2号中 「」を「」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

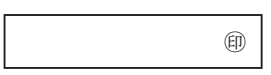
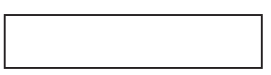
様式第3号中 「」を「」に改め、同様式の備考の1及び2を削り、同備考の3を同備考の1とし、同備考の4を同備考の2とする。

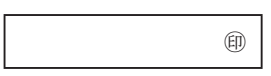
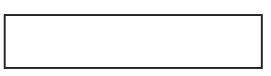
様式第4号中 「」を「」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。


様式第5号中 「」を「」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とする。

様式第6号中 「」を「」に改め、同様式の備考の1及び2を削り、同備考の3を同備考の1とし、同備考の4を同備考の2とし、同備考の5を同備考の3とする。

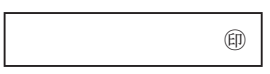
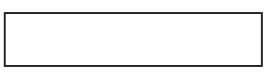
様式第7号中 「」を「」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とする。

様式第8号中 「」を「」に改め、同様式の備考の1及び2を削り、同備考の3を同備考とする。

様式第9号中 「」を「」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

様式第10号中 「
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名  を
」

「
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名  に改め、同様式の備考を削る。
」

様式第11号の表面中 「」を「」に改め、同様式の裏面の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とする。

様式第13号中 「 ㊤」 を 「」 に改め、同様式の備考の1及び2を削り、同備考の3を

同備考の1とし、同備考の4を同備考の2とする。

様式第14号の表面中 「 ㊤」 を 「」 に改め、同様式の裏面の備考の1を削り、同備考

の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とする。

様式第15号の表面中 「 ㊤」 を 「」 に、「、使用」を「及び使用」に、「並びに狩猟免

状の番号及び」を「、狩猟免状の番号並びに」に

1 網猟免許	2 わな猟免許	狩猟免許を与えた 都道府県知事名	知 事
3 第一種銃 猟免許	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 散 弾 銃 <input type="checkbox"/> 空 気 銃 (圧縮ガスを使用す るものを含む。)	狩猟免状の番号	号
4 第二種銃 猟免許	<input type="checkbox"/> 空 気 銃 (圧縮ガスを使用す るものを含む。)	交 付 年 月 日	年 月 日
(2) 狩猟をする場所			
1 長野県の区域全部		2 放鳥獣猟区の区域	
(3) 免許の効力の停止の有無 (ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合には、その停止の期間を記載すること。)			
免許の効力の停止の有無		停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
(4) 猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日 (第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の場合)			
猟銃・空気銃所持許可証の番号	号	交付年月日	年 月 日

を

狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類	狩猟免許を与えた 都道府県知事名	狩猟免状の番号	交付年月日
1 網猟免許	知事	号	年 月 日
2 わな猟免許	知事	号	年 月 日
3 第一種銃 猟免許	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 散 弾 銃 <input type="checkbox"/> 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	知事	号 年 月 日
4 第二種銃 猟免許	<input type="checkbox"/> 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	知事	号 年 月 日
(2) 狩猟をする場所			
1 長野県の区域全部		2 放鳥獣猟区の区域	

に改め、同様式の裏面中

(5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号から第9号までの規定に該当する場合又は対象鳥獣捕獲員である場合にあつては、その旨	<input type="checkbox"/> 第7号に該当 <input type="checkbox"/> 第8号に該当 <input type="checkbox"/> 第9号に該当 <input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員 所属市町村の名称 ()
--	---

を

(3) 免許の効力の停止の有無(ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合には、その停止の期間を記載すること。)			
免許の効力の停止の有無		停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
(4) 猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日(第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の場合)			
猟銃・空気銃所持許可証の番号	号	交付年月日	年 月 日
(5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号から第9号までの規定に該当する場合又は対象鳥獣捕獲員である場合にあっては、その旨		<input type="checkbox"/> 第7号に該当	
		<input type="checkbox"/> 第8号に該当	
		<input type="checkbox"/> 第9号に該当	
		<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員	
		所属市町村の名称 ()	

に改め、同裏面の備考の1及び2を削り、

同備考の3を同備考の1とし、同備考の4を同備考の2とし、同備考の5を同備考の3とし、同備考の6を同備考の4とし、同備考の7を同備考の5とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

森林づくり推進課鳥獣対策室

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第33号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(昭和44年長野県規則第57号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

(様式第1号) (第3条関係)

(第1面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職 名	写真		
氏 名			
生年月日	年	月	日生
	年	月	日交付
	年	月	日限り有効
長野県知事	印		

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該 当 の 有 無

- (備考)
- この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 裏面には、参照条文を記載することができる。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成13年長野県規則第49号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

(様式第1号) (第2条関係)

(第1面)

第	号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職名		<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">写真</p> </div>	
氏名			
生年月日	年 月 日生		
	年 月 日交付		
	年 月 日限り有効		
長野県知事		印	

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

- (備考)
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(長野県砂防指定地管理規則の一部改正)

第3条 長野県砂防指定地管理規則(平成15年長野県規則第21号)の一部を次のように改正する。

第15条中「身分証明書」を「立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書」に改める。

様式第12号を次のように改める。

(様式第12号) (第15条関係)

(第1面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職 名	写 真		
氏 名			
生年月日			
年 月 日交付			
年 月 日限り有効			
長野県知事	印		

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考)
- この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されている身分を示す証明書は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

砂 防 課

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

令和5年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第34号

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則（令和4年長野県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第8条第1項」を「第12条第1項又は第30条第1項」に改める。

第4条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 森林組合又は林業を営む者が国又は地方公共団体から補助金の交付を受け、かつ、林道技術基準（平成10年3月3日付け9林野基第812号林野庁長官通知）その他の林道又は作業路網の構造上及び施工上の指針に適合して行う林道又は作業路網の整備に伴い行う土砂等の盛土等

第6条第2項第1号のソ中「擁壁を」を「擁壁又は宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条に規定する崖面崩壊防止施設（以下「擁壁等」という。）を」に、「擁壁の」を「擁壁等の」に改める。

第7条第1号中「条例第8条の許可の申請前10年間に」を削り、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、「2回以上」を削り、「処せられた」を「処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない」に改め、同条第2号中「10年間」を「5年間」に改め、「2回以上」及び「最後の」を削り、同条第3号のエ中「宅地造成等規制法第14条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項又は第39条第1項」に改める。

別表第1の4の項中「擁壁」を「擁壁等」に改め、同表の6の項中「擁壁」を「擁壁等」に、「宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条まで」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条から第12条まで、第14条及び第17条」に改める。

附 則

この規則は、令和5年5月26日から施行する。ただし、第4条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に1号を加える改正規定、第7条第1号の改正規定（「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める部分を除く。）及び同条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

砂防課

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第35号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和35年長野県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項及び第2項中「(49)、(50)及び(54)から(59)」を「(52)、(53)及び(57)から(62)」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

建築住宅課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第36号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第38条を次のように改める。

（支払地の指定）

第38条 政令第156条第1項第1号の規定により知事が定める区域は、全国の区域とする。

第39条第2項中「等」を「、指定代理金融機関又は収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）」に改める。

第190条第1項第3号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第2条第3項」を「第2条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

会計課

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和5年3月30日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 須藤 俊一

長野県公営企業管理規程第1号

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

長野県公営企業財務規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第28条を次のように改める。

（支払地の指定）

第28条 政令第21条の3第1項第1号の規定により、管理者が定める区域は、全国の区域とする。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

経営推進課

企業局関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程を次のように定めます。

令和5年3月30日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 須藤 俊一

長野県公営企業管理規程第2号

企業局関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

長野県公営企業管理者が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長野県条例第38号）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年長野県規則第 号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。
（企業局関係長野県個人情報保護条例施行規程の廃止）
- 企業局関係長野県個人情報保護条例施行規程（平成3年長野県公営企業管理規程第3号）は、廃止する。

経営推進課

教育委員会関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第2号

教育委員会関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長野県条例第38号）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年長野県規則第14号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則の廃止）
- 教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則（平成3年長野県教育委員会規則第3号）は、廃止する。

教育政策課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間、」の次に「高校改革の推進に係る総合調整及び」を加える。

別表第6の2の長野県立美術館協議会の項及び長野県立歴史館協議会の項中「第20条」を「第23条」に改める。

別表第7の教育政策課の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第7条の3第3項」を「第9条第1項」に改める。

別表第8の教育機関の項中

「

企画幹	企画調整事務の総括掌理
-----	-------------

を

「

企画幹	企画調整事務の総括掌理
課長補佐	所長、部長又は課長の職務遂行の補佐、所務、部務又は課務の整理及び所長、部長又は課長が特に命じた事務の処理

に改める。」

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第4号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和46年長野県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第5の1の(4)を次のように改める。

(4) 個人情報の保護に関する事項

ア 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づく次の事項

- (ア) 第62条の規定による個人情報の利用目的の明示
- (イ) 第68条第2項の規定による通知
- (ウ) 第69条第2項の規定による保有個人情報の利用又は提供
- (エ) 第70条の規定による制限及び措置の要求
- (オ) 第71条第1項の規定による同意の取得
- (カ) 第71条第2項の規定による情報の提供
- (キ) 第71条第3項の規定による情報の提供
- (ク) 第72条の規定による制限及び措置の要求
- (ケ) 第75条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成
- (コ) 第77条第3項の規定による補正の要求
- (サ) 第82条第1項の規定による決定及び通知
- (シ) 第82条第2項の規定による決定及び通知
- (ス) 第85条第1項の規定による事案の移送及び通知
- (セ) 第86条第1項の規定による通知
- (ソ) 第86条第2項の規定による通知
- (タ) 第86条第3項の規定による通知
- (チ) 第87条第1項の規定による開示の実施
- (ツ) 第91条第3項の規定による補正の要求
- (テ) 第92条の規定による訂正の実施

- (ト) 第93条第1項の規定による決定及び通知
 - (チ) 第93条第2項の規定による決定及び通知
 - (ニ) 第94条第2項の規定による期間の延長及び通知
 - (ス) 第95条の規定による通知
 - (ネ) 第96条第1項の規定による事案の移送及び通知
 - (フ) 第97条の規定による通知
 - (ハ) 第99条第3項の規定による補正の要求
 - (ヒ) 第100条の規定による利用停止の実施
 - (フ) 第101条第1項の規定による決定及び通知
 - (ヘ) 第101条第2項の規定による決定及び通知
 - (ホ) 第102条第2項の規定による期間の延長及び通知
 - (マ) 第103条の規定による通知
 - (ミ) 第109条第1項の規定による行政機関等匿名加工情報の作成
 - (ム) 第114条第1項(第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定による審査
 - (メ) 第114条第2項(第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知
 - (モ) 第114条第3項(第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知
 - (ヤ) 第115条(第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定による契約の締結
 - (ユ) 第116条第1項の規定による加工
 - (ヨ) 第120条の規定による契約の解除
 - (リ) 第123条第1項の規定による公表及び明示
- イ 個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年長野県条例第38号)の規定に基づく次の事項
- (ア) 第3条第1項の規定による条例個人情報ファイル簿の作成
 - (イ) 第4条第2項の規定による期間の延長及び通知
 - (ウ) 第4条第3項の規定による通知

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教育政策課

教育委員会関係長野県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第5号

教育委員会関係長野県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

教育委員会関係長野県情報公開条例施行規則(平成13年長野県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条中「の各号に掲げる電磁的記録について、それぞれ当該各号に定める方法」を「に掲げる方法(教育委員会がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができる方法に限る。)」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
- (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの交付
- (3) 電磁的記録を専用機器(公開を受ける者の閲覧、視聴又は聴取の用に供するために教育委員会が保有するものに限る。)により再生したものの閲覧、視聴又は聴取
- (4) 電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- (5) 電磁的記録を電子情報処理組織(教育委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。)と公開を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法(長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成19年長野県条例第3号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して公開請求があった場合に限る。)別表の備考以外の部分を次のように改める。

(別表) (第6条関係)

公文書の種別		写し等	金額
1 文書又は図画	(1) 文書又は図画 (2)に該当するものを除く。)	ア 複写機により複写したもの	用紙1枚につき10円(多色刷りにあつては、20円)
		イ スキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの	光ディスク1枚につき90円
	(2) マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	用紙1枚につき10円
2 電磁的記録		ア 用紙に出力したもの	用紙1枚につき10円(多色刷りにあつては、20円)
		イ 光ディスクに複写したもの	光ディスク1枚につき90円

様式第1号中「聴取・視聴」を「視聴・聴取」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の教育委員会関係長野県情報公開条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、使用することができる。

教育政策課

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第6号

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員のへき地手当等に関する規則(昭和46年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の項中 「大町市立八坂中学校
長野市立大岡中学校」 を

「長野市立大岡中学校」 に、

「大町市立美麻小中学校」 を

「大町市立美麻小中学校
大町市立八坂小中学校(後期課程に限る。)」 に改める。

別表第2中 「長野市立鬼無里中学校」 を

「長野市立鬼無里中学校
大町市立八坂小中学校（前期課程に限る。）

」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

義務教育課

博物館法施行細則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第7号

博物館法施行細則

博物館法施行細則（昭和35年長野県教育委員会規則第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

（博物館登録申請）

第2条 法第12条第1項に規定する登録申請書は、博物館登録申請書（様式第1号）によるものとする。

（変更の届出）

第3条 法第15条第1項の規定による変更の届出は、博物館登録事項変更届（様式第2号）によりするものとする。

（定期報告）

第4条 法第16条の規定による定期報告は、毎年1回、8月1日から同月末日までの間に行うものとする。ただし、法第11条の規定による登録を受けた日から1年に満たないときは、この限りでない。

（博物館の廃止の届出）

第5条 法第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出は、博物館廃止届（様式第3号）によりするものとする。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び法第31条第2項に規定する指定施設の指定に関し必要な事項は、別に定める。

(様式第1号) (第2条関係)

博物館登録申請書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

博物館法第12条第1項の規定により、博物館の登録を受けたいので、下記のとおり申請
します。

記

登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所	名 称	
	住 所	
登録を受けようとする博物館の名称及び所在地	名 称	
	所在地	

- (添付書類) 1 館則(博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。)の写し
- 2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
- 3 その他教育委員会が必要と認める書類

(様式第2号) (第3条関係)

博物館登録事項変更届

年 月 日

長野県教育委員会 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

博物館法第15条第1項の規定により、博物館登録事項を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

博物館の名称		
変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更年月日		
備考		

(様式第3号) (第5条関係)

博物館廃止届

年 月 日

長野県教育委員会 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

博物館法第20条第1項の規定により、博物館を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

廃止した博物館の名称	
廃止した博物館の所在地	
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	
廃止後の財産の処理	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

文化財・生涯学習課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県公安委員会委員長 山 田 千代子

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項中「。以下」を「、遠隔操作型小型車の通行の届出又は特定自動運行の許可に関するものにあつては当該遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所又は当該特定自動運行を行おうとする場所を管轄する警察署長（当該場所が公安委員会の管理に属する2以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長）。以下」に改め、同項ただし書中「の各号」を削り、同項に次の2号を加える。

(8) 特定自動運行許可申請書

(9) 特定自動運行計画変更許可申請書

別表第1の2中「「自転車及び歩行者専用」」を「「自転車及び歩行者等専用」」に、「「歩行者専用」」を「「歩行者等専用」」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

交通企画課
交通規制課

長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県公安委員会委員長 山 田 千代子

長野県公安委員会規則第6号

長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第20号中「第9条第1項第14号」を「第9条第1項第16号」に改め、同項第21号中「第9条第1項第25号」を「第9条第1項第27号」に改め、同項第22号中「第9条第1項第26号」を「第9条第1項第28号」に改め、同項第23号中「第9条第1項第27号」を「第9条第1項第29号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

交通企画課

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県公安委員会委員長 山 田 千代子

長野県公安委員会規則第7号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「従って歩行者」の次に「及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

交通規制課

人事委員会関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

長野県人事委員会規則第22号

人事委員会関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

長野県人事委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長野県条例第38号）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年長野県規則第14号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（人事委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則の廃止）
- 2 人事委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則（平成3年長野県人事委員会規則第7号）は、廃止する。

人事委員会事務局